

令和5年（2023年）3月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和5年3月2日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和5年3月20日（月）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	中 村 吉 伸	総 務 課 長	水 谷 法 夫
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	長 井 裕 悟
企 画 課 長	玉 本 真 也	税 務 課 長	玉 津 裕 一
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	上 村 毅
老人ホーム 赤羽寮長	近 藤 大 志	環境管理課長	宮 本 忠 宜
農林水産課長	岩 見 建 志	商工観光課長	塩 崎 清 人
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	家 倉 義 光
海山総合支所長	森 岡 純 司	教 育 長	中 井 克 佳
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	直 江 憲 樹
監 査 委 員	加 藤 克 英		

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	直 江 和 哉
書 記	源 口 晴 子	書 記	佐々木 猛

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

7 番 奥 村 仁	8 番 樋 口 康 生
-----------	-------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

入江康仁議長

本日の日程においては、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

また、本日の会議におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7 番 奥村 仁議員

8 番 樋口泰生議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を求めます。

4 番 大西瑞香総務産業常任委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

おはようございます。

今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月6日月曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員6名出席の下で開催いたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の課長等及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案8件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第2号 紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第3号 紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員から、パートタイムとフルタイムの違い、給料表の適用は1級、2級どちらかについて質疑がありました。

課長から、会計年度任用職員のパートタイムとフルタイムの違いは、正職員の勤務時間と同じか、それ以外で分けられ、フルタイムの場合は7時間45分ですが、当町の会計年度任用職員は7時間30分勤務ですのでパートタイムとなり、看護師も同様です。

行政職は給料表1級、2級ありますが、適用は1級としています。給料表はフルタイムの額となり、パートタイムについては、勤務時間で割り返して計算します。

また、級号については、事務補助員は1級1号給から始まり、2年目は1号給上がり、1級2号給とりなります。

令和2年度より国の制度に合わせて、会計年度任用職員を導入しました。その際、財政状況を含め検討し、会計年度任用職員はパートタイムとなりましたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第11号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和3年度分）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第14号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、財政課所管分については、まず課長から、予算書の歳入には出ていませんが、17ページの雑入ですが、新市町村振興宝くじ配分金については、河川海岸水防対策事業に充当していました400万円を私立保育所保育対策事業に振替充当しています。また、18ページの総務債ですが、過疎地域持続的発展特別事業債については、緊急通報装置設置事業に充当して

いました50万円を老人福祉特別対策事業（町単）に振替充当していますとの追加説明があり、その後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、農林水産課所管分については、追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、商工観光課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、建設課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、委員から、減額した議員2名分の報償費について質疑があり、課長から、議員1人当たりの経費については、報酬、期末手当、共済費、政務活動費を合わせて405万9,040円で、今回議員が2人減となりましたので、811万8,080円が減額となっていますとの答弁でした。

以上のとおり、議会事務局所管分について質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について、質疑に入り、43ページ、安全衛生管理及び職員福利厚生事業のうち人間ドック健診委託料の増加と、まちづくり協議会活動推進事業の減額について質疑があり、課長から、人間ドック健診委託料については、会計年度任用職員についても、短期部分が共済組合の保険に加入するということになり、それに伴い職員と同じ巡回の共済組合のものを受診していただくことになるので、その単価の分も含め、昨年度より増加しています。

まちづくり協議会については、現在第4次となっています。令和4年度は初年度であることから、例年どおりの15名で計上していましたが、委嘱が10名でしたので、10名分の謝金等を計上していますとの答弁でした。

また、委員から、46ページ、法令・例規集管理事業について、改正個人情報保護法対応支援業務の内容説明と、文書取扱事業の紙折り機について質疑があり、課長から、改正個人情報

報保護法対応支援業務については、紀北町で取り扱う個人情報の事務の取りまとめを支援いただく費用です。

また、紙折り機については、平成18年に購入したものがありますが、メーカーの部品供給が終了し、16年経過による不具合もあることから、今回新たに更新する予算を計上していますとの答弁でした。

また、委員から、会計年度任用職員の本来の職務と採用期間、更新期限、正職員と比べた人数、退職金について質疑があり、課長から、代表的なものは職員の事務補助、ほかの職種としては、新交通のオペレーターや看護師、管理栄養士、学校教育アドバイザーなど、様々あります。

採用期間、更新期限については、一般的には5年として、4回まで更新ができます。5年が過ぎれば、再度応募することも可能ですとの答弁でした。

職員数と退職金については、ここ数年、同じような数字となっています。会計年度任用職員が多い原因は、老人ホーム赤羽寮で、会計年度任用職員が多く担っていただいていることが要因としてあります。退職金はありませんとの答弁でした。

また、委員から、再応募時の給料は1号給から始まりますかとの質疑に、職種が同じ場合は、6号給から始まりますとの答弁でした。

以上のとおり、総務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、委員から、歳入、29ページの基金運用利息が下がっている要因について質疑があり、課長から、基金については、定期預金等を運用して、少しでも財源にプラスになるようにしています。

しかし、現在金利が低く利息がついてこない状況であるのと、地域振興基金にかかる債券運用分が償還満期を迎えたため、このような結果になっていますとの答弁でした。

また、委員から、歳出、78ページの町有財産管理事業について、地域振興会館高圧受電設備更新工事ということで770万8,000円と高額な予算計上されていますが、なぜ令和5年度に更新工事が必要となったのですかとの質疑に、課長から、地域振興会館の高圧充電設備については、設置から50年程度経過しています。

現在、大きな問題もなく稼働していますが、稼働が停止してしまうと、地域振興会館への電力供給が停止してしまうため、耐用年数も超過しており、更新が必要と判断し、予算計上させていただきました。

現在は特に大きな問題もなく稼働していますが、故障等が発生し、電力供給ができなくな

った場合には、商工会や図書館等も使えない状況となるため、更新の予算計上をさせていただきました。

町が管理するほかの施設についても、今後は耐用年数等も踏まえて更新が必要と考えていますとの答弁でした。

委員から、沖見団地排水路嵩上げ工事について302万2,000円が予算計上されていますが、工事の内容について質疑があり、課長から、沖見団地排水路嵩上げ工事については、以前から問題となっていた箇所、この排水路は表面水及びブロック積み擁壁背面からの排水を処理するために設けられた排水路ですが、排水路よりオーバーフローした排水が民地へ流出しているのが現状です。

地区でも土のうを設置し、排水の流出防止対策を実施していただいております、町においても草刈りや堆積土砂の撤去等を行うなど、管理しています。しかし、依然として排水が流出しているため、排水路の横に壁を約110m設置し、民地へ水が流出しないよう対策を実施する予算を計上させていただきました。

現在の排水路の横に壁を設置し、排水路壁面を大きくすることによって、排水が民地へ流出することの防止を図る目的に工事を行いたいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、出納室所管分については、委員から、歳出、47ページ、会計管理事業が昨年度と比較して予算が100万円以上増加した要因と、伝送サービス関係の詳しい説明を求める質疑がありました。

課長から、現在、口座振替データを金融機関に伝送を行っているアナログ回線の通信サービスが令和6年1月に終了となります。アナログ回線サービスの終了に伴い、新たな伝送方式に変更する必要があり、アナログ回線からL G W A N回線等に切り替えることにより、使用料等が増加し、予算が昨年度と比較し2.5倍に増加しました。

伝送サービスとは、総合振込、給与等の振込、口座振替等のデータを、回線を通じて伝送するデータ伝送サービスです。この回線サービスをアナログ回線から新たな回線によるアンサーデータポート等に変更するものですとの答弁でした。

以上のとおり、出納室所管分について質疑を終了しました。

次に、企画課所管分について、委員から、歳出、35ページの公共交通運賃の収入増加について、この内容はどういう種類の公共交通の運賃なのか、100万円上げた理由と予算300万円の積算根拠について質疑がありました。

課長から、公共交通運賃については、全て「えがお」の運賃です。今回歳入の額が上がった理由ですが、令和3年10月から令和4年9月までを令和4年度とした場合の利用実績が6,053人でした。

一方、令和3年度の同時期ですと3,763人ということで、倍近く増加しています。それに見合った運賃増を見込みました。

積算根拠については、359日の運行を1日14回平均で見込み、1回を600円で積算していますとの答弁でした。

また、委員から、歳出、49ページ、地方バス運行対策事業について、「えがお」の運行について車の台数、ドライバーの人数、利用者増への対応について質疑がありました。

課長から、現在、ドライバー3名、オペレーター3名、車両3台で運行しています。

ドライバー3名で運行しながら、ドライバーが休暇のときなどは、福祉タクシーの事業者をお願いして応援をいただいております、現状では不足なく運行できています。

しかし、利用者の増加が続いていることから、令和5年度からはパートタイムのドライバーを配置することで運行に支障がないよう対応していきます。

まずは、「えがお」のドライバーで対応する。対応できないとき、福祉タクシーの事業者の方をお願いする。それでも対応できないときは、パートタイムのドライバーに運行していただき、運行に支障がないよう努めていきます。

パートタイムについては、対応いただけるドライバーを探していくとともに、現在ドライバーをしている方の退職後に運転いただくことが可能と考えていますとの答弁でした。

委員から、歳出、49ページ、高度情報化推進事業が8,900万円くらい増加しています。マイナンバーカード活用の基盤整備開発費やデータ利活用システム開発費、DX対応関係、ヘルスケアアプリ開発という内容説明が本会議でありました。

多気町以南の町で協力する、国庫補助3分の2補助を利用したデジタル田園都市国家構想事業4,950万円の事業はどう進めていき、紀北町にとって、どういうところが関連していくのかとの質疑がありました。

課長から、まず、マイナンバーカードに関する事業が大きいと考えています。マイナンバーカードは、今後利活用のシーンが増えていき、マイナンバーカードで様々なことができる社会になっていこうとしています。私たちは、これからの社会変化に対応できるよう、ほかの地域に先駆けてマイナンバーの認証機能であったり、データのやり取りをする基盤関係を主に整備していきたいと考えていますとの答弁でした。

委員から、マイナンバーカード活用の基盤整備開発と2,900万円について質疑がありました。

課長から、今回の基盤整備開発は、利用者の認証情報の読み取り機能までを開発していきます。それに加えて、決済システムを整備し、活用できる環境と初期導入まで進めていきたいと考えています。将来は、マイナンバーカードを持っていると、町内で買物であるとか、施設を借上げするとか、公共的なサービスや手続きができるよう、活用の場を広げていきたいと考えていますとの答弁でした。

委員から、認証システムについて、マイナンバーカードでどういう認証システムができるのかとの質疑がありました。

課長から、マイナンバーカードは本人を確認するツールとして、国内では最も信頼があるものと言えます。利用者の認証システムでは、氏名、生年月日、性別といった基本情報について読み取る環境を整備することになります。それによって、様々なシーンの手続において名前を書いたりサインをしたり、住所や身分の証明などを不要にしていくシステム開発まで進めていければよいと考えていますとの答弁でした。

また、委員から、決済システムについて、補助金で行政だけが開発システムが進んでいくだけでなく、町内の取扱店舗と利用者への普及対応について質疑がありました。

課長から、カードの今後の利活用ですが、議員のおっしゃるとおり、取扱店が増えてこそそのものです。現在はスマートフォンを利用した電子決済のほか、現金支払い等、様々な決済方法が存在していますが、今後は現金でなくて電子決済での利用が進んでいくと考えられています。

電子決済をしていく中で、最もセキュリティーが重視され、信頼があると考えられるマイナンバーカードを利用していくのが合理的であり、国の方針も同様です。

紀北町としては、いち早く準備に取りかかることで、利用者を広く増やしていこうとする段階にあります。利用者に使っていただいて初めて意味のあるサービスと言えますので、費用と効果を考えながら、普及に努めていきたいと考えていますとの答弁でした。

委員から、歳出、52ページ、住宅リフォーム支援事業について、500万円から1,000万円に上げた経済対策分500万円は、期間限定と考えていいのか。

また、以前500万円を上げるべきという議員からの質疑があったときに、増やすことによって地元の大工さんだけで回せない状況があるので、なかなか500万円を増やせないといったことの町長答弁も踏まえて、今回500万円を上げたことについての質疑がありました。

課長から、住宅リフォーム補助金の目的は、地域経済の活性化でした。現在、コロナ禍で落ち込んだ地元経済の活力を回復させるため、さらに500万円を増加させたいもので、永続的なものではなく複数年の期間限定で考えています。

議員が懸念の地元事業者の手が回るかという点については、不明な点もありますが、まずは地域経済の活性を第一に考えました。補助金の申込みは、昨今では100件くらいあることから、事業者の皆様には経済対策分の工事も併せて対応していただけることを期待しています。

紀北町住宅リフォーム補助金交付要綱が定められており、私たちは要綱のとおり業務を進めていきます。その規定では、地元事業者の工事によることが定められており、本要綱の補助金が使われる工事が、町外の事業者によって施工されることはありませんとの答弁でした。

以上のとおり、企画課所管分について質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について、委員から、歳入、12ページ、法人均等割約400万円の増と法人税割約1,400万円の減について質疑がありました。

課長から、均等割については、昨年度と比べて増額、法人税割については減額として予算計上しています。原因については、コロナ禍の状況において会社の収益が、これまでに比べて伸び悩んでいると分析しています。これまでの実績ですが、令和元年度については9,813万円ありましたが、令和2年度が7,616万円、令和3年度で6,030万円、ここ2、3年は、コロナの影響で落ち込んでいると考えています。法人割額が減っていますが、一方、均等割額が増えています。小規模事業者は増える一方で、大きな事業者については伸び悩んでいる状況であると把握していますとの答弁でした。

委員から、歳出、54ページ、税務一般事務事業の特徴納税通知電子化対応業務委託料、特徴電子化向け文字固定サービス対応業務委託料、森林環境税導入に伴うシステム改修業務委託料について質疑がありました。

課長から、特徴納税通知電子化対応業務委託料は、事業費162万5,000円で、特別徴収電子化に係る自治体向けソフトウェアであるミサリオシステムの改修業務委託です。令和6年度以降の個人住民税特別徴収税額通知を希望する対象者へ、地方税ポータルシステムであるeLTAX経由でデータ提供を可能とするシステム対応業務をいいます。これまで、紙ベースでのやり取りであったものを希望する対象者に電子データで送らせてもらうことにより、対象者にとってeLTAXをスムーズに行える利点があります。個人町民税特別徴収税額通知の納税義務は、一般的に会社になりますので、その会社とのやり取りをするためのシステ

ム導入です。

特徴電子化向け文字固定サービス対応業務委託料は、事業費396万円で、特別徴収電子化対応業務に係る前作業として、複数の文字を突き合わせて、一定の基準で同じ字形の文字を探し、文字を整理するなど、ミサリオとe L T A Xの間で文字を調整する業務を行うものです。

森林環境税導入に伴うシステム改修業務委託料は、事業費380万6,000円で、令和6年度から導入される森林環境税の準備として、1年後の令和6年2月、3月に行う申告業務に対応するためにシステム改修を行いますとの答弁でした。

また、委員から、徴税賦課徴収事業のp i p i t L I N Qの預貯金照会業務電子化サービス9万3,000円の内容について質疑がありました。

課長から、p i p i t L I N Qですが、これまでは金融機関に預貯金照会を行う際に紙ベースで行っているものを、今後は電子化で行おうとするものです。紙ベースですと、2か月ほど要しますが、p i p i t L I N Qの場合、昨年10月からの無料試行期間において、2日ほどで迅速かつ正確に実施できることを確認しました。昨年の10月からお試し期間として利用して、その無料期間中に県、他市町、金融機関と意見交換を行い、しっかりと検証した結果、導入したメリットのほうが大きいと判断して予算計上させていただきましたとの答弁でした。

以上のとおり、税務課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、委員から、歳出、83ページ、農地防災事業の県単排水施設整備事業で山本排水機場を整備するという事で町債が3,450万円充てられています、総工費を教えてください。また、工事は県単ということで県が行うということによろしいですか。また、耐用年数について、建設から何年たったものを整備するのか、新しいものの耐用年数も教えてください。また、補修が必要な場合、町、県どちらが行うのかとの質疑がありました。

課長から、事業費は2億3,000万円で、15%の3,450万円が町負担となっています。全額緊急自然災害防止対策事業債が充当可能となっており、70%が交付税に算定されることになっています。出垣内排水機場及び相賀排水機場もそうですが、県営工事に対し、町が負担金を支払う事業となっています。

山本排水機場の完成時期は平成元年となっています。メーカー推奨の耐用年数として伺っているのが、各設備によってことなりますが、例えば、主ポンプの羽根車ですと20年、ほか

の部品で5年、電気設備は5年から15年と伺っています。

維持修繕については、土地改良施設維持管理適正化事業を活用して行っていくことになります。この事業は、国費、県費の補助を受け、町が実施するものと答弁でした。

また、委員から、山本排水機場の整備については、これまでは建設時は市町で整備しなければならなかったが、今回は県単で実施していただけるようになったのですかと質疑がありました。

課長から、維持修繕については、町が国、県の補助を受け実施しています。当初の建設事業では、国の補助を受け、県にも関わっていただいて実施したと伺っています。今回の整備事業については、県営で実施していただき、負担金として町が県に支払う内容となっていますとの答弁でした。

委員から、歳出、90ページの漁港管理事業について、矢口漁港ヒューム管フラップゲート設置工事269万1,000円の内容について質疑がありました。

課長から、矢口漁港内に山からの谷水を排水させるためのヒューム管が設置されていますが、高潮等の際に堤防より町側に海水が逆流しないようフラップゲートを設置する工事ですとの答弁でした。

委員から、83ページの有害鳥獣対策事業、有害鳥獣駆除事業の猿を捕獲し、発信機を装着し、追跡調査を行うような説明があった。詳しい内容について質疑がありました。

課長から、国の事業に鳥獣被害防止総合対策交付金事業があり、交付対象は地方自治体ではなく、猟友会、農業委員会、役場の関係団体等で構成された対策協議会となっていますので、町一般会計予算ではなく、協議会が直接交付金を受けることになります。

事業内容は、猿の群れから1頭を捕獲し、発信機を装着し、群れの行動範囲や群れの規模等を把握する事業内容で申請しています。その調査の後、その群れに対し、どのような対策が有効なのかを検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

委員から、人家被害をなくす、人的被害を出さない猿対策について質疑がありました。

課長から、これまで町では、農村見守り支援員2名を雇用し、町内のパトロール、追い払い業務を実施しています。また、猟友会にもお願いして、おりでの捕獲等を実施していますが、なかなか効果が得られない状況であります。猿対策については、やみくもに追い払いや捕獲をしても逆効果になってしまうケースもあると伺っています。そこで、しっかりと調査し、効果的な対策方法を検討していきたいと考えています。早期に捕獲等の対策に着手できるよう、事業を進めてまいります。

猿対策は、地域ぐるみの追い払いや一斉捕獲が効果的とされていますので、そのようなことを進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、委員から、歳入、37ページ、ずんべら亭関係雑入17万7,000円の計上について、営業確認の質疑がありました。

課長から、17万7,000円の内訳は、ずんべら亭敷地内の自動販売機に係る手数料です。施設は令和3年度までは民間事業者にて営業されていましたが、令和4年度から施設での営業はしていません。また、来年度もその予定はありません。

令和5年度は地域おこし協力隊にいて手がけていますサイクリング事業等、銚子川魅力アップに係るミッションを遂行していくための拠点の1つとして、利用できないかと考えていますとの答弁でした。

委員から、歳入、19ページ、体験型イベント交流施設使用料について310万7,000円の昨年度と比較して40万円ほど使用料が減額していることに対して、歳出は696万3,000円計上されています。行政施設に費用対効果を求めるのも難しいですが、持ち出しが多いように思われます。

また、本施設は指定管理による運営でしょうかとの質疑に対し、課長から、体験型イベント交流施設使用料について、まず、コロナ禍での実績として、令和2年度と令和3年度の年間利用人数が約220人です。令和4年度は利用人数が増加しており、本年度末時点で370人ほどになる見込みです。これまでの実績見合いより計上しました。過年度では、歳入実績約80万円に対して歳出実績が約400万円、約320万円の持ち出しです。コロナ前の平成30年までは、約1,200人で推移しており、歳入実績約350万円にたいして歳出実績約580万円、約230万円の持ち出しのため、いずれにしても赤字であり、一番多い年でも歳入実績450万円に対して歳出実績約600万円、約150万円の持ち出しです。

費用対効果の観点では利益が出せないところですが、四條畷市や四日市市の学校の生徒さんと施設利用される方々と地域住民との交流がきっかけで、後日に島勝浦地域の奉仕作業に参加いただいた等、教育や体験の場として本施設が活用されている側面もあります。高速道路の延伸による交通網の発達により、スポーツ合宿の利用がしやすくなったこと等からも、関係各課や各団体等と連携を取っていききたいと思います。

また、和具の浜海水浴場と併用される方も多く、雨天時に海水浴場が利用できない際、体育館を利用される方もいると聞いています。今後は、県内外からの教育旅行や地域住民との

体験の場として、観光協会と相談しながら活用できないかと考えています。

続いて、運営方法について、本施設は指定管理ではありません。清掃や予約管理は、和具の浜海水浴場の指定管理者であります株式会社M I Y A M A と業務委託契約を行っていますとの答弁でした。

委員から、紀北町臨時駐車場使用料について、令和4年度歳入計上額は633万5,000円で、今回は363万5,000円です。これは昨年度の予算計上額が過大であったということでしょうかとの質疑に対し、課長から、紀北町臨時駐車場使用料ですが、令和4年度歳入の633万5,000円の算定根拠となる令和3年度は、天候不順とコロナの緊急事態宣言により、平均的な算定が難しく、結果的に過大となるところもありました。令和4年度は天候に恵まれたことで、例年の実績値に近い値での予算計上を行えたと考えていますとの答弁でした。

委員から、歳出、92ページと93ページについて、ふれあい広場マンドロ管理事業、製作場の屋根工事と空調工事で779万3,000円が計上されていますが、屋根の修理原因と工事期間についての質疑に対し、課長から、ふれあい広場マンドロ製作場の2件の工事について説明します。本施設は完成から30年以上経過しており、経年劣化がひどくなっています。特に屋根は台風のたびに雨漏りが発生するため、今後は屋根中央部の採光用ポリカーボネイトパネルを撤去、新たに平板を取り付けることで雨漏りを根本的に防ぐ工事を実施したいと考えています。

工事時期については、早期に行いたいところですが、燈籠制作は例年5月頃から開始されるため、建設課と協議の上、製作終了後から秋頃にかけての実施を考えています。空調工事は製作場の大型クーラー4台のうち2台が故障したことによる改修です。今年度、燈籠制作の際に緊急的にスポットクーラーを設置しましたが、やはり製作場内の室温上昇に対応し切れなかったため、本工事は夏場までに完了することを目的に進めたいと考えていますとの答弁でした。

また、委員から、93ページ、温泉施設管理事業、工事請負費で2,648万4,000円のうち、ポンプシステム更新工事が約1,000万円計上されていますが、更新の時期は単年度ごとでしょうか。次に、レジオネラ菌に関する掃除、点検については年に何回程度行っていますか。

また、温泉施設の湯あたり対策に係る勤務体制について教えてくださいとの質疑に対し、課長から、温泉メンテナンスと整備状況について説明します。職員が日常点検、塩素濃度及び浴槽濃度の確認を行っています。大きな機器点検として源泉井戸の点検を年2回行っています。今回計上しましたポンプについては、2年に1回引き上げ、点検整備を行います。そ

の際に使用可能な部分はそのまま活用し、故障部分があれば取り替えます。湯あたり対策については、1時間に1回、職員が見回りを行っています。さらに、受付時、見守りが必要な方を確認しつつ、お声がけ等、適宜対応しています。

レジオネラ菌に関しては、県条例改正により高濃度洗浄剤を年2回使用するため、約3万円を計上しています。また、大規模な掃除は2年に1回のポンプの引上げの際に行っています。今、話題になっております報道は、湯を抜くのが年に2回であったと聞いています。古里温泉は毎週湯を抜いており、正月やゴールデンウィーク、お盆等の繁忙期は週に2回、湯を抜くことで対応していますとの答弁でした。

また、委員から、種まき権兵衛管理運営事業、木橋工事の対象箇所と工事期間について、また、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業、工事請負費の場内の舗装工事89万8,000円とセンターハウススロープ改修工事87万8,000円について、具体的な場所と内容についての質疑がありました。

課長から、種まき権兵衛の里に係る工事については、庭園内の木橋2橋のうち、県道側の1橋が老朽化により架け替えを行うものです。これまでも施設の管理人が簡易補修を行っていましたが、来園者の安全確保を目的に、今回計上しました。また、本施設は日本庭園ですので、リニューアルによる景観向上も期待できると考えています。もう1橋は、平成27年度に先行して架け替えており、その際の工期が2か月弱であったことから、今回も同様の工期になろうかと思います。工事期間中も来園者が庭園内を巡れないことはなく、安全に十分配慮しながら工事を進めていきたいと考えています。

キャンプ場については、場内の舗装工事は以前からの懸念事項でありました。キャンプサイト山側の通路は未舗装のため、陥没による砂ぼこりや泥はね等があり、キャンパーや施設管理者からの改善要望事項が出ていましたので、今回計上しました。センターハウススロープ改修工事については、場所は受付建物部分の前方にあり、地盤沈下等で少しゆがんだ状態になっています。利用者の方が安心・安全に通行できるよう改修を行うものですとの答弁でした。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、委員から、103ページ、町営住宅管理事業の小松原住宅用道路舗装事業、矢口白越団地と前桂団地の修繕、船付団地の解体の工事内容についての質疑に対し、課長から、町営住宅管理事業について、小松原住宅用道路舗装事業は住宅専用の道路です。以前から陥没している箇所があり、陥没の深いところで10cm程度あるので、舗装

工事を実施したいと考えています。

矢口白越団地と前桂団地の修繕は長寿命化計画に基づき、外壁及びベランダ手すり等を修繕する予定です。船付団地の解体工事ですが、政策空き家となっている団地で、2棟10戸の団地です。令和5年度で1棟5戸を解体する予定です。残り1棟についても、次年度以降、計画的に解体していけるように検討しますとの答弁でした。

以上のとおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、委員から、27ページの消防費補助金の消防団設備整備費補助金の高視認性活動服について質疑があり、課長から、高視認性活動服は、悪天候や夜間等でも活動している団員がお互いを認識しやすいように、活動服に反射素材を利用した服です。補助金については、今回新たに活動服が補助金の対象資機材に入ったことにより、消防団設備整備補助金を活用して導入するものです。

また、条例定員数が400名ですので、400着を購入する予定です。単価については、税抜きで1着2万1,500円ですとの答弁でした。

委員から、104ページの非常備消防費について、1,062万6,000円の根拠となる消防団員の在籍者数と退職者報償費の退職者の実績と新入団員数について質疑がありました。

課長から、現在在籍している団員数については347名です。退職者については、予算積算上は直近3年分の平均で15名としています。新入団員の数については、把握しかねますが、消耗品に計上させていただいている1,062万6,000円の根拠については、条例定員数と併せて入団される方の活動服や制服、編上靴等についても、ある程度の数を確保したいため、このような予算額となっています。

また、委員から、歳出、105ページ、汐ノ津呂排水機場整備事業の解体工事の解体される建物の名称及び工事費の内容についての質疑に対し、課長から、解体される建物の名称については、旧海山消防署及び海山総合支所が使用している倉庫等です。建物の棟ごとの工事費については、現在手元に資料がありませんので、改めて提示させていただきます。

また、委員から、汐ノ津呂排水機場のスクリーン修繕についての質疑に対し、課長から、河川海岸水防対策事業の汐ノ津呂排水機場スクリーン改修については、既存の排水機場のスクリーンを修繕するものです。経年により腐食、劣化が著しい排水機場のスクリーンを更新するものであり、予算計上させていただきましたとの答弁でした。

委員から、51ページの生活安全推進費の防犯活動事業費198万4,000円の中の特殊詐欺等被害防止機器購入補助金50万円の内容について、1件当たりの単価と補助内容について質疑が

ありました。

課長から、特殊詐欺等被害防止機器購入補助事業については、1件当たり1万円を上限として2分の1補助するものです。予算としては補助申請50件分を予定しています。内容としては、機器の種類は大別して2種類あり、電話機本体に自動応答録音機能を有しているものと、その機能を既存の電話機に内容接続できる機器があります。前者の電話機本体については費用が約2万円、既存の電話機に外部接続するタイプがおおむね1万円前後となっています。これらの機器導入時に要する購入及び設置に要する費用に対して、1件当たり1万円を実施するものです。補助対象者としては、町内在住の65歳以上の方となっています。

補助対象要件の65歳以上というのは、世帯に1人でも65歳以上の方がいれば対象となります。日中、家族の方が勤めに出ることがあり、65歳以上の方が在宅時に被害に遭われる可能性を考慮しての基準となっています。また、機器取付けについては、簡易なものであれば申請者ご自身で設置していただくことも可能ですが、自身で設置が困難な場合は業者による取付けを妨げるものではありませんとの答弁でした。

委員から、防災推進事業のガラスフィルム飛散防止対策事業費補助金についての補助対象者及び設置内容について、また、防災無線管理事業の中の防災アプリ改修業務の内容について質疑がありました。

課長から、ガラスフィルム飛散防止対策事業の補助対象要件としては、65歳以上で要介護3、4、5の方と同居している世帯の方や身体障害者手帳所持者と同一世帯の方等、既存事業の家具固定と同様の補助対象要件となっています。補助金額は1件当たり上限2万円であり、工賃を含めた補助となっています。事業費の2分の1を補助するものです。フィルム設置については、申請者ご自身が設置しても業者が設置しても補助の対象となります。

次に、防災行政無線管理事業の防災アプリのシステム改修業務については、配信機能の修正機能を追加するものです。現在、防災アプリについては、職員が直接入力していますが、一度掲載してしまうと、修正や取消もできないものとなっています。細心の注意を払って入力していますが、誤って配信してしまうと、同一の内容を再度掲載しなければならない仕様となっているので、掲載情報の取消と修正機能をシステムに追加することにより、より早く精度の高い情報配信を実施したいと考えていますとの答弁でした。

以上で、当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、汐ノ津呂排水機場整備事業について反対討論させていただきます。全員協議会でも発言させていただきましたが、旧海山消防署を解体せずとも実現可能な事業であると考えます。先ほど答弁いただ

きました、事業費の中に旧海山消防署解体工事費も入っているということでございました。私としては、非常に残念です。昨日も町長も発言しておられましたが、平成30年に汐ノ津呂排水機場の実施設計に係る調査もされており、その中でも消防署を解体せずとも事業可能な設計案が示されております。三重県の中でもトップの技術をつかさどる三重県技術センターが計画した事業内容を、今回の委託設計で覆すのはいかなものかと考えます。

また、このたびの排水機場整備事業は、2系統の水路の整備を実施するものであります。まず、源八川の排水処理、暗渠となっている汐ノ津呂幹線の排水処理を行うものであります。現在、町で実施している詳細説明でいくと、暗渠排水の部分が改修されません。私自身で排水能力の計算を実施しましたが、暗渠部分の排水と源八川の排水の割合でいうところの排水機場を設置しても約1対6であり、暗渠部分の排水は源八川の約6分の1しかありません。ですので、多目的広場は必ず冠水します。冠水が解消されないような事業であれば反対いたします。以上の2点の理由をもちまして、反対させていただきますという反対討論がありました。

賛成討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案の当委員会所管部分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、当委員会に付託された8案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

入江康仁議長

それでは、ここで暫時、10時40分まで休憩いたします。

(午前 10時 23分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 40分)

入江康仁議長

次に、教育民生常任委員長からの報告を求めます。

8番 樋口泰生教育民生常任委員長。

樋口泰生教育民生常任委員長

改めまして、おはようございます。ちょっと遅いですが、おはようございます。

今定例会において教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月8日水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員6名出席の下で開催いたしました。

説明のための出席者は、住民課、福祉保健課、老人ホーム赤羽寮、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長、寮長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案15件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員から、上里集会所を地元の方々は、いつから使用できますかとの質疑に対し、2月15日に完成検査が終わり、その後、鍵を上里自治会にお渡ししていますので、自治会の判断で行うことになっていますとの答弁でした。

また、1mのかさ上げがされて、階段ができましたが、1mかさ上げされることについては、初めから計画はあったのですか、変更してそうなったのですかとの質疑に対し、委員が言われた階段については、南側のテラスのことだと思いますが、これは初めの設計から計画されていたとの答弁でした。

また、集会所の名前の意味について教えてくださいとの質疑に対し、上里集会所の名称ですが、合併後に建てられたものは全て集会所という名称になっています。以前の上里福祉会館については、工業再配置促進法の補助金によって建設されました。これは、工業が地方に立地する場合、その地方の振興のためになり、地域住民と工場の従業員の心の交流となるような施設を整備するためのものでした。そのため、福祉会館という名前がつけられたと聞いています。今回の集会所は、このような補助金は受けていませんので、集会所としました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員から、提案理由に「基準等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため」

とあります。改正内容について説明をお願いしますとの質疑に対し、第15条及び第44条関係については、令和5年度のこども家庭庁設立に伴い、現在の児童福祉法等の厚生労働省の所管事項が内閣府に移管されるため、厚生労働大臣を内閣総理大臣に改正するものですとの答弁でした。

続いて、どのようなものが内閣府に移管されますかとの質疑に対し、児童福祉法関係のものが中心となり、福祉保健課関係施設では保育所、放課後児童クラブになりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第8号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員から、提案理由に「基準の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため」とあります。改正内容について説明をお願いしますとの質疑に対し、厚生労働省から内閣府への移管に関するものが主なものとなります。現在町内に該当施設はありませんが、今後該当施設が設置される場合を鑑みての改正となりますとの答弁でした。

また、どのような施設か教えてくださいとの質疑に対し、家庭的保育事業に該当する施設は、保育所より定員の少ない19人以下で運営される小規模の施設になります。現在紀北町では保育園、幼稚園で待機児童は発生していませんが、それらを補完するための施設になりますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第9号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

委員から、本会議では、児童福祉法の一部を改正する法律により、改正内容と安全計画は新たに策定するののかとの質疑に対して、改正の内容については、追加条文の第6条の2が主なものになります。第1項において安全計画の策定内容、第2項において職員への周知と研修、第3項は保護者への周知、第4項において見直しを整備するものです。安全計画については、国から参考例が示されており、それに沿って新たに策定していただくことになりますとの答弁でした。

続いて、児童福祉法の改正内容と、安全計画を策定することとなった理由はとの質疑に対

し、送迎バス等の車内での置き去り事故が発生したこと等から、より一層の安全管理のために安全計画の策定を求めていくことになったためですとの答弁でした。

また、送迎バスの安全装置設置に対する国の補助があったと思いますが、放課後児童クラブの送迎車両もその補助の対象ですかとの質疑に対し、そのとおり、補助対象となっていますので、国の基準に沿ったものになるように事業者と綿密に打合せをしながら進めていきたいと思いますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第10号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

まず、課長から、本会議において出産育児一時金としては40万8,000円から48万8,000円に増額する説明をさせていただきましたが、産科医療補償制度に加入している医療機関には1万2,000円の加算を行い、合計50万円の給付になります。

なお、三重県内の全ての産科婦人科が産科医療補償制度に加入していますとの説明があり、その後に質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、この地方で出産をすると、今までの給付額ではぎりぎり自己負担の持ち出しがあることも聞いていたので、この増額でお金の心配もなく安心して出産できる大切な条例改正であり、賛成いたしますという賛成討論がありました。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についての審査を行いました。

まず、委員から、健康増進施設の指定管理についてですが、ここ最近ずっと赤字が続いているような気がします。コロナの関係があったので、赤字幅が広がったと考えられますが、この指定管理をするに当たって、計画書を我々にも見せていただかないと判断に苦しいところです。今後も指定管理を受けるに当たって、どういうふうにしていくのかの計画書は当然出ていると思います。しかし、できない計画であれば、入札して、もっとよい事業ができるところが指定管理をするべきじゃないかと思いますとの質疑に対し、健康増進施設の指定管理の選定についてですが、現指定管理者であります海山スイミングクラブのほうから、1月13日に指定申請書の提出がありました。そちらのほうには、今後の事業計画、収支計画と運営方針等も入っています。そちらの内容を精査しまして、理事者と選考を行い、今回の議案として上程させていただきましたとの答弁でした。

続いて、令和5年度3,700万円、これから5年の契約で5年の債務負担行為が結ばれます。冒頭のところに載っていますが、この予算書では4,800万円の収入、人件費が3,170万円、これと過去との比較をしなければならない。今まで8,000万円の赤字を超えています。正職員が何人、パートが何人、何人の方に退職金がかかっているのか。厚生年金、社会保険にかかっている人が何人いるか、労災と雇用保険にかかっている人は何人いるかを教えてくださいとの質疑に対し、まず、雇用の内訳になりますが、この2月時点の状態で答えさせていただきます。常勤5名、パートが22名となっています。中退共の退職金の関係については、何人掛けているかは把握できていませんので、指定管理者のほうに確認を取りたいと思いますとの答弁でした。

次に、令和5年度の中の指定管理料が3,700万円だと思います。令和3年度の決算は幾らぐらいになっているか教えてください。令和5年度の計画書に見合った数字がどうなっているかということをお願いいたしますとの質疑に対し、指定管理者における令和3年度の実績収支について、指定管理料が町からの3,700万円、続いて、事業収入に当たる部分ですが988万737円で、そちらのほうに売店収入も入っています。雇用調整助成金、事業復活支援金等の助成金が373万8,600円、事業分担金の返還金等がありましたので、そちらが37万9,947円となりますとの答弁でした。

その中で、返還金はどこからの返還なのですかとの質疑に対し、例えば、研修を受ける際に、振り込んだ研修費用等が戻ってきた分等の返還金で、指定管理者のほうに戻る収入ということになります。収入の合計は5,100万5,584円です。次に、支出ですが、人件費は給料に社会保険料、労災保険料も含めて3,200万8,173円、次に、スタジオレッスン等の自主事業にかかるインストラクター依頼等の外注費が2,246万6,000円、物販販売等の仕入れ代金が20万1,000円等々いろいろありまして、最後に、支出の合計が4,998万4,000円で、収支のほうが102万1,000円の黒字となっています。

また加えて、時間をおいてNPO法人に確認の後、NPO法人海山スイミングクラブの職員の内訳についての答弁ですが、常勤の職員5名のうち2名が正職員となります。それ以外はパートの職員22名ということになります。社会保険、雇用保険のほうは、常勤の職員5名に対して掛けています。あと、中退共のほうは、正職員2名に掛けていますとのこととの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、この件についてですが、賛成したいのですが、賛成するに値する材料が、今、私の見る限りなっていないような気がします。今

後まだ時間がありますので、精査してそれなりの賛成できるような資料を提出してもらえれば、そのときには、また考えは変わるかも知れませんが、今の状態では反対ということで考えております。皆さん、ご理解いただければと思いますという反対討論と、次に、今のNPO法人海山スイミングクラブと町との契約について、非常に慣れ合いのように見える。2月の中旬ぐらいにもらった資料においては、町に会費等のお金が入ってきて、町が3,700万円の指定管理料を出して、その5年間累積したときに8,000万円の赤字が出ていました。今、これが出てきたが、何が本当か分かりません。このことが確定しない、疑わしいから、その疑わしいことを解明するまでは、私にはこれについては賛成することはできませんという反対討論がありました。

賛成討論はなく、採決に入り、賛成少数。

よって、本案は否決すべきものとして決定しました。

次に、議案第14号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、委員から、上里集会所の歳入歳出についての詳細の説明をくださいとの質疑に対し、上里集会所建築工事の全体予算ですが9,981万2,000円、精算額は9,604万6,000円です。そのうち森林環境譲与税充当の予算が2,257万1,000円、精算の充当額は1,716万2,000円です。過疎対策事業債の予算額が7,720万円で、精算額が7,860万円です。一般財源については28万4,000円となっていますとの答弁でした。

次に、口頭の説明では詳細の確認が難しいため、文書化していただきたいとの質疑に対し、資料配付がございました。

以上のとおり、住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、委員から、予算書11ページ、私立保育所保育料負担金の実績見込みで211万8,000円の減額、予算書12ページ、障害者自立支援給付費負担期も実績見込みで1,189万9,000円の減の理由をお聞きします。

また、予算書12ページ、保育士等処遇改善臨時特例交付金も404万4,000円の減額となっています。具体的に処遇改善は、保育士の正規職員、臨時職員だけではなく、他の事務職員の方等の改善も行った後の減額なのではないかとの質疑に対し、私立保育所保育料負担金、障害者自立支援給付費負担金も同様となりますが、当初予算策定に関して前年度実績と保育単価等の一番高い負担金を使用しての積算分と増減を見越しての、少し安全分を加味させていただき精算しています。その中で、年度内の入園者数を計算し、最後に余剰費をできるだけ

残さないために、3月補正で実績見込みの調整をさせていただいて、結果、負担金の減額となっています。

処遇改善においては、保育士、臨時職員、調理員、事務員等が対象となっていますとの答弁でした。

予算書27ページ、児童保育事業の3,483万7,000円の減額理由についての説明をお願いしますとの質疑に対し、当初予算策定時において、翌年度の各園の状況も全て把握できない状況もありますので、前年の実績等を参考に、少し安全分をみて予算計上させていただき、年度内の実績見込みを立て、3月補正で減額させていただきましたとの答弁でした。

続いて、27ページ、児童保育事業の3,483万7,000円という大きな額を3月補正で減額するというのは、少し大きく見積もっていたのではないかと。また、入園者の状況の確定後の9月、12月での減額補正はできなかったのかとの質疑に対し、当初予算では、保育単価等を高めに設定し、予算計上させていただいています。年度途中での精査も必要だと思いますが、年度内の入園等に対応するため、3月補正予算で対応させていただいていますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、環境管理課所管分については、まず、課長から、今回の補正予算は、合併処理浄化槽設置に対する補助を行う浄化槽設置整備事業について、新築に伴う浄化槽の設置数及びくみ取り便槽から合併浄化槽への転換などの件数が、当初予算での見込みより件数が少なくなる見込みであることから、予算の減額をお願いするものです。

歳入、予算書の12ページ、国の補助金であります循環型社会形成維持交付金の123万円の減額をお願いするものです。予算書14ページ、浄化槽設置促進事業補助金71万8,000円の減額をお願いするものです。

歳出について、予算書28ページ、浄化槽設置整備事業補助金369万2,000円の減額をお願いするものですとの説明があり、その後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、学校教育課の所管分については、委員から、予算書43ページ、給食施設費の紀伊長島地区学校給食管理運営事業の中で734万7,000円が余っているのはなぜかとの質疑に対し、4月当初に調理員が退職したこと、また、年度途中で病休した職員がいたことで、その期間の人件費が余ったからですとの答弁でした。

続いて、38ページの奨学金360万円の減額については借手がなかったのかとの質疑に対し、当初の貸与枠としては大学生11名、高校生1名を予定していました。今年度の貸与実績は4

名いまして、残額が360万円となりましたとの答弁でした。

また、大学生1人当たりの貸与額は幾らかとの質疑に対し、大学生が年額36万円、高校生が年額12万円ですとの答弁でした。

また、なぜ奨学金において、これだけの予算が余ってきているのかとの質疑に対して、当初予定していた12名の枠に対して4名しか応募がなかったのは、魅力という観点があるかもしれませんが、ほかに額面的な側面や広報の周知が十分でなかった等が考えられるかと思えますとの答弁でした。

次に、奨学金の問題に対して旧態依然の路線を敷いてきたことが原因と私は考えます。教育環境が急激に変わりつつある中で、当町は奨学金を利用する生徒のためにどうあるべきかの対応がなされていないのではないかととの質疑に対し、今後、奨学金の免除等について、検討も重ねている状況であることから、様々な観点から、情勢に合った、より魅力のある奨学金制度を検討していかなければいけないと考えていますとの答弁でした。

次に、38ページ、学校・家庭・地域の連携協力推進事業はどういったものですかとの質疑に対し、学校・家庭・地域の連携協力推進事業は、退職された教職員の方や地域の方に、校内の清掃等の活動や授業後の補習授業等を依頼し、その実績に対して謝金をお支払いするものですとの答弁でした。

また、39ページ、特別支援学級児童介助教員設置事業については、実績に基づく減額となっていますが318万1,000円減の具体的な説明をお願いしますとの質疑に対し、特別支援学級児童介助教員設置事業は、年度当初時点から9月途中まで、成り手が見つからず、予定枠から3名ほど足りていない状況だったことから、その空白期間での人件費が減額になりましたとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分については、まず、課長から、予算書42ページ、社会教育総務費199万1,000円の減額は、主には文化協会活動費補助金の減による社会教育活動助成事業の減額や集会施設等管理運営事業の施設管理委託料の減額、放課後子ども教室推進事業の減額によるものです。

公民館費は、公民館運営審議会委員報酬の減額と各公民館の施設管理委託料の減額によるものですとの説明があり、その後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、当委員会の所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑、討論はともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第16号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑、討論はともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

質疑、討論はともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の本委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、委員から、予算書21ページの総務手数料、自動車臨時運行許可手数料の詳細な説明をお願いしますとの質疑に対し、登録されていない自動車や車検の有効期限の切れた車両について、道路運送車両法に定められたものを一時的に運行させる許可であります。申請のほとんどは業者からですとの答弁でした。

続いて、1件幾ら、どれだけの予算を計上していますかとの質疑に対し、1件750円で107件、8万円を計上していますとの答弁でした。

続いて、中長期在留者住居地届出等事務委託費28万5,000円の詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、この委託費については、中長期在留者の更新等の事務手続を行うもので、法務省から委託金を頂いていますとの答弁でした。

続いて、中長期在留者居住地届出等事務については、現在、海外からたくさんの方が働きに来ているかと思いますが、その方々のために行う事務ですかとの質疑に対し、この事務については、3か月を超えて日本に在留する外国人住民には、この届出が必要なため、事務を行っていますとの答弁でした。

次に、紀北町には何人くらいの外国人がおられますか。人数により委託費は決まるのです

かとの質疑に対し、令和4年3月末で外国人住民は270名ほどいます。また、人数により予算が決まるものではありませんとの答弁でした。

次に、高齢者保健と介護予防の一体的実施受託事業収入の説明をお願いしますとの質疑に対し、後期高齢者の方に対しての保険事業に対する、三重県後期高齢者医療広域連合からの交付金です。この625万円については、職員の人件費についての交付金ですとの答弁でした。

次に、本会議での冊子を作成する話がありましたが、それと同じ事業でしょうかとの質疑に対し、冊子作成との関連事業です。後期高齢者医療特別会計で消耗品、備品購入費等で117万7,000円を計上していますとの答弁でした。

冊子は紀北町独自のものを作成するということによろしいのでしょうかとの質疑に対し、紀北町独自のものを作成しています。住民の方に配布したいと思っていますとの答弁でした。

また、出張所が集会所と同じ建屋に入っているのは、中里だけですか。島勝や引本はどうですかとの質疑に対し、集会所の中に入っている出張所は中里だけです。島勝は島勝漁村センター内、引本は引本会館の中に入っていますとの答弁でした。

予算書43ページ、マイナンバーカード普及事業費995万4,000円の詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、内訳としましては、会計年度任用職員を本庁・支所に1人ずつ配置しています。土日、夜間に窓口を開けて、マイナンバーカードの事務を行うための時間外勤務手当、普及促進のための銚子川の水、プリンターのインク等の消耗品、カードを発送するために必要な簡易書留分の郵送料、必要システムのリース料等でありますとの答弁でした。

また、予算書47ページ、財産管理費の地区集会所管理事業の中で修繕料839万6,000円となっていますが、この中で最も大きな修繕は何がありますか。また、集会所の維持管理が難しいという地区があると聞いています。集会所を閉めたいとか要らないというような地区があるという情報はありますかとの質疑に対し、地区集会所管理事業の修繕料の大きなものは、中ノ島の会館の浄化槽修繕で約700万円です。維持管理が難しく、集会所を閉めたいという意見は聞いていませんが、今後、そのような話を相談された場合、統合や廃止について話し合っていきたいと思っています。現在、集会所を管理している地区には一律5万円の維持管理交付金を出していますとの答弁でした。

続いて、予算書61ページ、無料法律相談事業85万8,000円ですが、様々な事情があるときに無料で弁護士に相談できる事業ですが、毎月、紀伊長島地区と海山地区で月1回行っていますが、利用状況と何件を予定しているのか、お伺いしますとの質疑に対し、無料法律相談事業ですが、月1回、紀伊長島地区と海山地区各5件、募集をかけています。令和3年度の

実績は、紀伊長島地区で33件、海山地区で28件でした。相談された方にはアンケートを取っていますが、多くの相談者からは役に立ったという結果が出ていますとの答弁でした。

また、15歳から18歳年度末までの方に入院だけが助成対象で、通院は助成なしとなっています。現在の通院に対しての助成の経緯を説明してくださいとの質疑に対し、対象の方の助成については、以前から議員に指摘されていますが、無料にした場合の町の負担額も説明させていただいています。また、県の動向などを確認しながら、今後も検討していければと考えていますとの答弁でした。

以上のとおり、住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、委員から、予算書25ページ、児童手当等負担金1,967万7,000円ですが、児童手当が拡充されるお話をよく耳にしますが、実際のところどのようなかをお聞きしたい。また、26ページの結婚新生活支援事業費補助金137万8,000円ですが、内容について詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、児童手当の所得制限等の拡充については、メディアでは報道されていますが、町に対して、国の指示は示されていない状況です。結婚新生活支援事業補助金については、夫婦合算の所得上限を400万円と定めていましたが、500万円まで引き上げることに変更し、令和5年度に予算を計上させていただきましたとの答弁でした。

また、児童手当は、3歳児までは1万5,000円、それ以外は1万円までということで、現状での当初予算計上となっているのか、また、結婚新生活支援事業について、年齢による違いはありますかとの質疑に対し、児童手当については、まだ明確な指示がありませんので、現行の状態での予算計上となっています。国の情報を収集しながら進めていきたいと考えています。

また、結婚新生活支援事業については、39歳以下のご夫妻の場合は最高30万円まで、29歳以下の場合は60万円までと2段階になっています。年齢の要件の改正はありませんとの答弁でした。

続いて、予算書33ページ、地域支援事業受託事業収入5,880万4,000円について詳しい説明をお願いしますとの質疑に対し、紀北広域連合から受託料を活用して、ちょい減らし+10チャレンジ事業や紀北町社会福祉協議会に委託をしている認知症施策事業や地域ケア会議等の事業を実施していますとの答弁でした。

続いて、三重県地域自殺対策緊急強化事業費補助金15万円は、具体的にどういった事業なのかとの質疑に対し、町内での啓発活動や庁舎内や他部署と連携会議等の費用に充当してお

りますとの答弁でした。

続いて、自殺対策においては、臨床心理士を配置しないと解決できないと考えますが、いかがでしょうかとの質疑に対し、自殺だけではなく、精神問題に関して、専門的な知識も必要と考えます。人的配置、費用面等も含めて考えていく必要があると思っていますとの答弁でした。

続いて、委員から、予算書65ページ、緊急通報装置設置事業については、緊急の場合の通報装置の設置や毎月2回の安否確認の実施等と把握していますが、補足の部分があれば教えてくださいとの質疑に対し、緊急通報装置ですが、電話機の横へ設置する固定タイプとペンダント型になったタイプのもの2種類をお渡しして、緊急時に対応できるようにしています。また、安否確認については、月2回、委託業者から不定期に連絡が入る仕組みとなっていますとの答弁でした。

続いて、予算書63ページのじん臓機能障害者通院交通費補助事業ですが、福祉タクシーを利用して、人工透析に通院される方に関しては、交通費にかなり費用がかかり、生活に影響が出ている状況がある。補助金の支給状況等の説明をお願いしますとの質疑に対し、じん臓機能障害者通院交通費補助事業を活用し、人工透析へ通院されている方の状況は53名で、自家用車、バス、JR、福祉タクシー、福祉有償運送で通院されています。その中で、福祉タクシーを利用して通院されている方の交通費が、一番補助金との差はあると認識しています。

福祉タクシーを利用されておられる方においては、人工透析以外の買物等の利用の可能性もあるので、利用内容についての状況確認は必要と考えていますとの答弁でした。

続いて、重度になると買物に行く余裕もなく、家と病院の往復で精いっぱいの状態と聞いています。実態調査もぜひ検討をお願いしますとの質疑に対し、この補助の申請に添付していただいている領収書等から判断をしますと、重度の方の場合は、介護事業者等の多くが登録し、比較的安価で利用できる福祉有償運送を利用されています。人工透析をされている方の状況把握は、引き続き行っていきますとの答弁でした。

以上のとおり、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、老人ホーム赤羽寮所管分については、委員から、紙おむつの処理費はどこに入っていますか。また、どれくらいの金額ですか。処理方法はどこに行っていますかとの質疑に対し、予算書68ページ、廃棄物運搬・処分委託料として8万5,800円を計上しています。おむつの使用料については、養護老人ホームということで特養に比べると1割程度となって

おり、処理については、専門業者に依頼し、週1回程度専用のボックスから回収し、廃棄を行っていますとの答弁でした。

また、委員から、処理した紙おむつはどこまで持っていくか知っていますかとの質疑に対し、最終的にどこで処分しているかは把握していませんとの答弁でした。

続いて、使用済み紙おむつは、特別な処理方法を経てリユースすることができるので、今後研究してくださいとの質疑に対し、勉強し、研究させていただきますとの答弁でした。

以上のとおり、老人ホーム赤羽寮所管分について質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分については、委員から、予算書77ページ、廃棄物適正処理については、もし尾鷲市で予算が否決され、予算化されなかった場合はどうするのですかとの質疑に対し、組合に確認しないと即答できませんとの答弁でした。

続いて、まず建設地を決めないといけない。周囲の住民が反対しているグレーゾーンの状況で予算をつけるのはどうなのですかとの質疑に対し、現時点で尾鷲市の市営野球場が候補地になっています。基本計画を策定し、現在周辺的生活環境影響調査をしており、それを受けて組合を中心に丁寧に説明していく予定であると伺っていますとの答弁でした。

続いて、環境アセスを先にすべきであり、このままこの予算を認めるわけにはいかないと考えます。紀北町のごみ処理施設は、まだ老朽化しておらず、使用できるのではないですかとの質疑に対し、現在紀北町では、ごみをRDF化して処理していますが、将来のことも考え、5市町で計画しているこの事業をなるべく進めていきたいと考えていますとの答弁でした。

続いて、御浜町と紀宝町は、ごみをそのまま伊賀市へ持って行って処理してもらっていると聞いていますが、いかがですかとの質疑に対し、御浜町、紀宝町ともに東紀州広域ごみ処理施設が整備されるまで、伊賀市の民間処理業者に処理委託をしていると聞いていますとの答弁でした。

続いて、予算書77ページ、環境アセスの結果を見てから進めるということですが、アセスの結果を待つまでもなく、迅速に進めていくべきではないですかとの質疑に対し、環境アセスの結果が令和5年の夏から秋にはできます。管理者を含めて組合にはできるだけ早く進めていただくように議員からの意見を伝えますとの答弁でした。

続きまして、予算書77ページ、周辺住民の意見とはかけ違いではなく、初めからすれ違っています。それが解決しない限り、この予算を組むのは難しいと思います。ぜひそのことを組合に伝えてくださいとの質疑に対し、組合に伝えますとの答弁でした。

続いて、ごみ減量推進事業は、今回生ごみ処理機くらいで本気で減量化に取り組んでいないと思います。どうやって生ごみを減らすのか、それを検討したらどうですかとの質疑に対し、ごみ分別アプリやごみカレンダー等での啓発に加え、廃棄物減量等推進協議会とも連携して、ごみ減量化を推進していきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、77ページ、生ごみ処理機のレンタルはどういうものですかとの質疑に対し、堆肥にするタイプと乾燥させるタイプを町で購入し、生ごみ処理機購入を検討している方に使用感を試してもらうものですとの答弁でした。

また、生ごみ処理機は堆肥化するコンポストには補助金が出るとありますが、砂をかけてごみがなくなるタイプも補助対象ですかとの質疑に対し、砂をかけてごみがなくなるタイプのものは補助対象ではありませんとの答弁でした。

以上のとおり、環境管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、委員から、予算書109ページ、奨学金貸与事業848万円についてですが、地元に戻ってきた者に対して、国の補助を活用した貸与ではなく給付といった有利になる制度があることを指摘しましたが、令和5年度の予算には、そういったものが計上されていません。現状はどのようなになっているのでしょうかとの質疑に対し、奨学金に関する基本的な支援方法としては、貸与する時点で返還を不要とする給付型の導入と、返還を免除する方法の2つが一般的です。いずれにしても、国からの特別交付税において、一定の条件を満たせば免除額の半額を措置してもらえる制度です。特別交付税であるため、当措置が恒久的なものである保証がないゆえに、当町としては、恒久的に支援していくために、その条件や財源について様々な検討をしているところですよとの答弁でした。

また、11名の枠に4名しか応募がなかったということは、魅力がないということだと私は思います。その中で、国においても大学で変化が起きています。紀北町の奨学金事業は一般会計では投入されていません。初めは、海山の森林関係の基金を財源としてスタートしたという経緯はあるかと思いますが、現在は返還分の歳入を歳出である貸与予算へ充当している運用となっています。

学生を応援するといって税金を投入していないわけですが、紀北町へ帰ってきた人はたくさんいるはずですよ。そういった方を応援することが町の存続につながっていくと思います。そのためにも、魅力のある奨学金制度にしていきたいと思います。その点について伺いますとの質疑に対し、全国各市町で様々な制度があります。今後も検討を重ね、紀北町に合った魅力ある、よりよい制度にしたいと考えていますので、その際はいろいろとご享受

をお願いしますとの答弁でした。

続いて、111ページ、西小学校、東小学校のトイレ改修事業についてですが、まだ和式があったのでしょうか。今回の工事で洋式化が完了するのか、まだ残るのか伺いますとの質疑に対し、今回の工事については、施設の老朽化によるものもありますし、洋式化のものもあります。現時点で全学校において、全て洋式ということはありませんとの答弁でした。

西小学校については、老朽化がひどく、悪臭が充満していると聞いているので、衛生面を確保してほしいとの質疑に対し、東小学校は昨年度から改修を進めています。西小学校については、2階の男女トイレから改修を始めたいと考えています。臭いについては、配管の問題等もありますが、西小学校については便器だけでなく、床、壁、天井全てのリフォームなので改善されるかと思えますとの答弁でした。

また、子どもによっては、肌が便座に接触する洋式に抵抗があり、和式しか使用できない児童生徒もいることから、全て洋式がよいというわけではないという認識を持っていただきたいとの質疑に対し、学校と確認をしながら、様々な多様性について対応できるよう進めていきたいと思えますとの答弁でした。

以上のとおり、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分については、委員から、スポーツ振興関係雑入、健康増進施設事業負担金について説明をお願いしますとの質疑に対し、健康増進施設事業分担金240万円について、健康増進施設、紀北健康センターを使いまして、指定管理者が行っていますスタジオ、スイミングクラブ等のレッスンの売上げの3割を町のほうに事業分担金として納めることとなっていますとの答弁でした。

以上のとおり、生涯学習課所管分について質疑を終了しました。

次に、水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で当委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、予算書77ページ、環境関係については、精査が必要。現段階では判断がするに足る資料となっていない。よって、今現在賛成することはできない。20日までに我々が賛成できるような資料の提出をしていただきたい。現段階では反対せざるを得ない。追加資料の提出があれば再考したいという反対討論と、また、この予算について、我々委員は精査することができない。尾鷲市の状況を見ると、非常にぶれています。そのような中で1,900万円の予算を投入することは、反対せざるを得ないという反対討論がありました。

賛成討論はなく、採決に入り、賛成少数。

よって、本案の当委員会所管部分については否決すべきものとして決定しました。

次に、議案第19号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行いました。

課長から、令和4年度当初予算と比較し、令和5年度当初予算は約4億円減額した予算となっていますが、医療費等に対して交付される県からの普通交付金の算定の基礎となる医療費が減少しています。歳出においても同じ金額を減額していますが、こちらは令和5年度の医療費等の支払いが増えれば、県からの交付金も増額しますとの説明があり、その後質疑に入り、委員から、国民健康保険の加入者数と町内人口に対する割合を教えてくださいとの質疑に対し、令和3年度末で3,780人です。令和3年度末の当町の約25.5%の方が国民健康保険に加入していますとの答弁でした。

次に、新型コロナウイルス感染症の傷病手当が今後どうなるのか教えてくださいとの質疑に対し、現在、新型コロナウイルス感染症の傷病手当については、国から交付金が支給されていますが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類相当になると聞いています。それまでは傷病手当金についての交付があると聞いていますとの答弁でした。

また、来年1月から始まる産前産後の国民健康保険料の免除について説明してくださいとの質疑に対し、産前産後保険料免除につきましては、今後、条例改正を行っていく予定です。4か月間の免除は確認していますが、それ以上のことは現段階では把握していませんとの答弁でした。

次に、当初予算に含まれていますかとの質疑に対し、当初予算には含まれていませんとの答弁でした。

また、委員から、先ほど新型コロナウイルスの傷病手当交付金が5類に変わる5月まで継続するという答弁がありましたが、どこからの情報ですかとの質疑に対し、県の担当者から聞きましたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第20号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての審査を行いました。

委員から、後期高齢者医療保険の加入者数を教えてください。町の人口に対しての割合も教えてくださいとの質疑に対し、令和4年10月末時点で3,792人です。町内の人口の約26%が加入されていますとの答弁でした。

また、委員から、自己負担額の基準を教えてくださいとの質疑に対し、後期高齢者医療保険は令和4年10月に制度の改正がありまして、2割負担の被保険者が発生しました。令和4年10月現在の被保険者数は3,792人で、そのうち、1割負担が3,313人、2割負担が379人、3割負担が100人になります。1割負担は課税所得が28万円以上の方が世帯にいない方、2割負担は年金収入とその他の所得を足して200万円以上の方、3割負担は課税所得が145万円以上の方とされていますとの答弁でした。

また、保険料の料率の変更はありますかとの質疑に対し、令和5年度は料率の変更はありません。均等割額は4万4,589円、所得割額は所得割率8.99%ですとの答弁でした。

この制度ができた当初にありました9割軽減等の保険料の軽減はなくなったのでしょうかとの質疑に対し、現在も2割、5割、7割の軽減があります。人数は2割軽減が282名、5割軽減が543名、7割軽減が2,369名で、軽減者のほうが3,194人います。約84%の方が軽減されていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第21号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての審査を行いました。

委員から、前年度に比べ歳入増の予算計上となっていますが、決算では減となっている。どのような計画で予算計上したのか、お伺いしますとの質疑に対し、収入が少ない状況が続いており、基金も減少し続けております。歳入歳出のバランスの兼ね合いもあり、利用者を増員し、予算計上しましたとの答弁でした。

また、安定した運営をしていくための具体的な努力を説明してくださいとの質疑に対し、町内の居宅事業者のケアマネジャーを訪問し、営業活動しています。ショートステイの利用を積極的に受け入れ、将来的に入所につなげていければと思っています。いろいろな機会を捉えてつなげていければと考えていますとの答弁でした。

次に、町営の有利さを生かし、安定した運営のための努力をしてほしいと思いますとの質疑に対し、なるべく広範囲に声をかけ、入所につなげていければと思っていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第22号 令和5年度紀北町水道事業会計予算の審査を行いました。

委員から、予算書29ページの雑収益の水道加入分担金の説明を求めますとの質疑に対し、水道加入分担金は、新たに水道を開設される方に頂く分担金で、一般家庭に多い13mmでは5万5,000円となりますとの答弁でした。

この予算では何件の想定をされていますかとの質疑に対して、約17件の予定ですとの答弁でした。

また、17件は多いほうなのでしょうか。1年間で新築等の新規加入される方が、このくらいみえるということでしょうかとの質疑に対し、景気の関係もあってか、ここ数年は減少傾向にあります。消費税増税直前などは、駆け込み需要などで多い年もありましたが、ここ数年は減少傾向にありますとの答弁でした。

また、コロナ対策における基本料金減免内容はどうですかとの質疑に対し、新年度予算でコロナ対策による減免は予定していません。参考に令和4年度の減免実績は、8月から12月までの検針分6か月間で、延べ件数は2万6,287件で、減免金額は3,645万9,300円でしたとの答弁でした。

また、収益的支出の水道事業費用では3億8,503万3,000円を見込んでおり、減価償却費などがあるが、消費税はないのですか。また、起債はどうですかとの質疑に対し、消費税については、営業外費用の中で1,528万6,000円を計上しており、起債については、資本的収入の中で6,450万円を計上していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、当委員会に付託された15案件についての審査の経過と結果報告を終わります。ありがとうございました。

入江康仁議長

これで各委員長からの報告を終わります。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第2号 紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第 3 号 紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第 4 号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第 6 号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第11号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第13号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和3年度分）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第14号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

4番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

3番 岡村です。

入江康仁議長

ごめんなさい。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

ここでいいんですか、質疑は。

入江康仁議長

はい、そこでいいです。

3番 岡村哲雄議員

委員長に質疑させていただきます。

危機管理課所管分で、汐ノ津呂排水機場の5年分の施工計画分で、今後、設計変更の可能性はあるのかというような質疑はございませんでしたでしょうか。

入江康仁議長

大西瑞香総務産業常任委員長。

大西瑞香総務産業常任委員長

ただいま質疑ありました内容については、ございませんでした。

以上です。

入江康仁議長

いいですか。

3番 岡村哲雄議員

はい。

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

議案第8号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

議案第9号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

議案第10号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

議案第14号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第15号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第16号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第17号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和5年度紀北町水道事業会計予算の質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

それでは、ここで、1時まで、昼食のため休憩といたします。

（午前 11時 54分）

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、これより休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00分)

日程第 3

入江康仁議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

まず、日程第 3 議案第 2 号 紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第 2 号 紀北町個人情報の保護に関する法律施行条例についての反対の立場で討論します。

紀北町には、町民の皆さんの個人情報がたくさん蓄積されています。住所、氏名、生年月日や家族の情報、どんな税金を、どれだけ納め、また、滞納しているのか。土地・建物をどれだけ持っているのか。年金額は幾らなのかなど、絶対に他人に知られては困る情報ばかりです。こうした個人情報を勝手に集めたり使ったりしないように決めたのが、紀北町個人情報保護条例です。

令和 3 年 5 月に、デジタル関連法が成立しましたが、その中に個人情報保護法の改正が含まれ、それを受けての今回の議案の提出となっています。地方に対して、自治体独自の大事な保護制度を含む個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設けた上で、自治体独自の保護措置は最小限に制限し、自治体が条例で国より強い規制をすることがやりにくくなります。

この全国共通のルール化による規制緩和は、自治体などが持つ膨大な個人情報を特定仮名

し、個人情報を外部提供するオープンデータ化オンライン結合することで、企業が自治体などの個人情報を活用しやすくすることを目的としております。

個人情報の保護は憲法第13条に基づき、町民、市民は自分のどんな個人情報が、どこに集められているかを知り、不当に使われないよう関与し、情報の削除を求める権利を有するという自己情報コントロール（プライバシー権）を含んだ大変重要なものです。

この憲法の規定を受けて、現行の個人情報保護条例は、個人情報は利用目的を明らかにし、直接本人から収集することや思想、信条、宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の取扱いをしてはならないなど、個人情報を保護するための様々な規制がされています。

ところが、現行の個人情報保護条例は廃止になり、個人情報の保護で大切な規定がなくなり、個人情報の保護が後退する危険性があります。これらの情報は、漏えいした場合、犯罪に悪用されるなどの危険性があるため、いわゆる要配慮個人情報と言われる重要な規定ですが、この規定もなくなってしまうと言われております。

議案説明でありましたが、民間、地方、国のそれぞれの個人情報を一般化するということは、このように地方自治体が長年積み重ねてきた個人情報保護の大事な規定をなくし、企業の活用をやりやすくすることを狙ったものだと言われております。

保護を後退させ、企業に活用しやすくするということの条例の制定には賛成できません。全国共通ルール化による個人情報の保護が後退する危険性があるため、この議案には反対するものです。

以上、私の反対の理由とさせていただきます。

議員各位の賛同をお願いし、私の反対討論といたします。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4

入江康仁議長

次に、日程第4 議案第3号 紀北町情報公開・個人情報保護審査会条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 5

入江康仁議長

次に、日程第 5 議案第 4 号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 5 議案第 4 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第 6

入江康仁議長

次に、日程第6 議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第7

入江康仁議長

次に、日程第7 議案第6号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

入江康仁議長

次に、日程第8 議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第9

入江康仁議長

次に、日程第9 議案第8号 紀北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

入江康仁議長

次に、日程第10 議案第9号 紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

入江康仁議長

次に、日程第11 議案第10号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

入江康仁議長

次に、日程第12 議案第11号 和具の浜海水浴場施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

入江康仁議長

次に、日程第13 議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

本件に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、討論は賛成討論から行います。

まず、原案に賛成討論される方はありますか。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定につきまして、賛成の立場で討論に入りたいと思います。

私は、教育民生常任委員会で、本議案についての審議を行いまして、不明な点があったの

で賛成に挙手をしかねたのでありますが、その後、詳細をいろいろ調査して納得が行きましたので、本議案に賛成の立場で討論いたします。

1つは、健康センターの累計赤字が約8,000万円と聞いていたんですが、それは紀北町の拠出している部分でありまして、本案に載っていますNPO法人の指定管理者として3,700万円を支払っている範囲内では黒字を続けていることが理解できました。

2つ目は、施設を利用している人からの会費のほぼ全てはNPO法人ではなく町に納められ、今回コロナで閉鎖した期間の会費が払い戻されたことが大きな赤字の原因になっておると、これはあくまで町としての赤字ということが分かりました。

なお、町が負担している電気代やとかその他の燃料代の値上げも大きく響いていることが分かりました。

私自身も、自分のフレイル対策として通っています。会員になっております。いつも施設はきれいに清掃され、職員もてきぱきと対応しているので好感が持てております。行っておる会員に聞かしても、いい、好感が持てているという反応はたくさんありました。ただ、施設の運営にはまだまだ改善できる面もあるようにも思われます。

これからのNPO法人による改善の努力に期待して、賛成討論とさせていただきます。

議員の皆様も、これらの点を考慮して賛成していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

5番 原隆伸議員。

5番 原隆伸議員

5番 原でございます。

この案件に納得行かないところがありましたので、今日、反対いたしました。今日までに新たな、いい提案が出てくるものと期待していたんですけれども、今現在、まだそれがありませんので、一応反対するものとして反対討論といたします。

しかしながら、一刻も早く私が納得できるような書類となって、今後、健康増進施設が、ますます皆さんの身近なものになって、住民に喜ばれるようになることを期待していますけれども、現在のところ、反対でございますので、反対討論といたします。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

太田議員、9番ですか。

9番 太田哲生議員

9番 太田哲生。議長の許可をいただきましたので、議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について賛成討論をいたします。

まず、健康増進施設である紀北健康センターの必要性について申し述べます。

紀北健康センター事業のうち、子どものスイミングスクールは特に重要であります。泳ぐことができなければ命に関わります。水難事故の防止のため、子どものうちに泳げるようにしておくことが大切であります。そして、子どもの習い事ランキング第1位は水泳であると聞いております。

また、これから昭和22年から昭和24年に生まれた団塊の世代は後期高齢者になり、全国的に後期高齢者の人口は爆発的に多くなります。高齢者に取りまして、健康は重要であり、特に運動は必要であります。年長者にとりましても、水泳は有酸素運動、筋肉トレーニングのどちらの要素も兼ね備えていまして、水の特性を利用して筋力をつけることができ、動き続けることで脂肪燃焼も期待できます。浮力を利用し、陸上よりも体への負担を少なくすることができ、膝などの悪い方でも少ない負担でトレーニングできます。これらのことを総合的に行うため、紀北健康センターが必要であります。

次に、議案について意見を申し上げます。

この議案では、紀北町健康増進施設の指定管理者に特定非営利活動法人海山スイミングクラブが指定されております。この海山スイミングクラブは、健康増進施設の運営を通じて、健康増進、介護予防、そして、スイミング指導など、多くの事業に取り組んでおります。また、健康増進施設である紀北健康センターは、厚生労働省認定運動型健康増進施設として認定を受けております。そして、特定非営利活動法人海山スイミングクラブは、地元の法人でありまして、多くの専門的な知識のある職員を雇用しており、地域の振興と健康対策などに貢献してくれております。そして、紀北健康センター開設以来、指定管理者を務めております。

このような事業は、スイミングの指導をはじめ、健康と運動のための経験と知識、資格が求められていますので、海山スイミングクラブを、この施設の管理者として指定しているのは適切であると考えられます。

これからは、健康維持や運動習慣への意識が高まってまいります。健康は健やかで心豊かに生活することの基本であると言われております。

以上のことを申しまして、賛成討論とさせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第12号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について反対の立場で討論をいたします。

私は、開所当時から入札方法に疑問を呈しておりました。開設後3年がたち、NPO法人の方が努力されているのはよく近くで拝見しております。私も当初からずっと会員でございます。でも、やはりその大切な任務であるからこそ、随意契約でなく一般競争入札において選定すべきであると考えております。また、正規の方が退職されるなど、運営の面では改善する方法があることも承知しております。

そのような立場で、やはりどんなことがあっても大切な健康増進施設であるからこそ、また、NPO法人の方が一生懸命支えていただいているからこそ、入札方法は随意契約でなく、町民の不安を解決するために一般競争入札とすることを強く望み、私の反対の意見とさせていただきます。

議員各位のご賛同をお願いし、私の反対討論とさせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

6番 東篤布。

賛成討論させていただきます。

賛成討論するに当たって、前者議員も、この指定管理者であるNPO法人スイミングクラブ、このクラブは赤字を出していない、こうおっしゃいましたけれども、この予算は町が出しとるんですよ。町が出している予算について、これは赤字です。それでこの、スイミング、NPOが運営するに当たって、町から指定管理料として3,700万円もらっておるから当然黒字になるでしょうよ。

ここのところをよく頭に入れた上で、私は何を言いたいかというと、まず、前に町長がこうおっしゃった。町民のための施設なんやと、赤字が出て何が悪いんだというような、そう

も取れるような答弁されたですね。町民のために、もちろん全ての予算が町民のためにとって出される予算なんです。もちろんこの健康増進施設、これも大切です。でも、透析患者の皆さんの交通費をもっと出せないのか、老人ホームについてもそうです。福祉施設についてもそうです。まだ予算を必要とされている町民の方たくさんおるわけです。だから、私はもう少し、これが決して無駄な事業というんじゃないんです。もう少し見直すという姿勢が執行部に欲しいと、こう思いますね。

それで、少しでもこの予算を黒字に持って行って、その予算をまたほかに使えるようにしていただきたい、それを強く要望して、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

入江康仁議長

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

教育民生常任委員会に付託された案件で、たしか1人賛成で、あと全部反対だったんですよ。私も反対だったんです。だけれども、確かに8,000万円弱の公費が出ています。それで再度、令和5年度から債務負担行為で1億8,500万円が契約されようとしております。

しかしながら、私はいろいろ聞いてみたんですけれども、非常に改善の意欲が見られた。そして、改善するという職員の方、
の方、私のうちへ訪れてくれました。そして、皆が金銭的にも3,700万円出さんでも行けるように私はなと思います。だから、やはり先ほど前者議員がおっしゃったように、有酸素運動というのは非常に、これがもう本当に健康の私は根本だと思うんですね。

私も水泳をやっておりました。個人ごとで申し訳ないんですけれども、事故により水泳へ行くことはできませんでした。その有酸素運動をやっておるときに、100mぐらいのあの階段のある施設のところに上がるときに、汗がどっと出ましたけれども、息切れはなかったです。それ水泳してなかったら、恐らく途中で、もうへたっとったと思います。だから、健康というのは、やはりそういう運動をすることによって健康を保つということが大事だと思います。だから、自分の体力に合った健康をする。健康施設をもっともっとみんなが利用すれ

ば、やはり採算ベースも乗ってくると思います。

そして、これからは体制も変えて、一生懸命やるというふうにおっしゃっておいりましたので、私は委員会では反対しましたがけれども、将来に向けて、すばらしい健康センターになることを期待して、賛成討論とさせていただきます。

入江康仁議長

ほかに賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りします。

日程第13 議案第12号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14

入江康仁議長

次に、日程第14 議案第13号 矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和3年度分）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 全 員 起 立 ）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15

入江康仁議長

次に、日程第15 議案第14号 令和4年度紀北町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16

入江康仁議長

次に、日程第16 議案第15号 令和4年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第17

入江康仁議長

次に、日程第17 議案第16号 令和4年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18

入江康仁議長

次に、日程第18 議案第17号 令和4年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（全員起立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

この次に、日程第19 議案18号に関しては、修正動議が出ていますので、ちょっと調整のために2時まで暫時休憩といたします。

（午後 1時 36分）

入江康仁議長

時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 10分）

日程第19

入江康仁議長

次に、日程第19 議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

本件に対しては、脇昭博議員外1名及び瀧本攻議員外1名からお手元に配付いたしました2件の修正の動議が提出されております。したがって、これを本案と併せて議題とし、発議者の説明、質疑に入りますが、一括して2つの修正案を審議しますと混乱を招くおそれがあると考えますことから、1件ずつ修正案に対する説明と質疑を行うことといたします。

まず、脇昭博議員外1名から提出された修正案について説明を求めます。

1番 脇昭博議員。

1番 脇昭博議員

令和5年3月20日、紀北町議会議長、入江康仁様。

発議者、紀北町議会議員、脇昭博。

発議者、紀北町議会議員、原隆伸。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び紀北町会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

動議理由ですけれども、一般会計予算の修正を動議します。

歳出のうち、汐ノ津呂排水機場の整備部分の4億5,595万7,000円を削除する動議をいたします。

発議理由は、一般質問、全員協議会でも述べたとおり、この整備計画の設計内容があまりにもずさんで、3億円もの事業費の増加の説明も議会や町民への説明責任を果たさず、執行部の一存で事業を進めようとしています。いま一度、排水機械設備の方式や放流の方式を議会と共に検討し直し、経済的で町民及び地区の住民が納得できる排水機場となるよう、設計計画を見直すことが必要と考えたためです。

続きまして、予算書の内容を説明します。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算に対する修正案。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「106億2,127万6,000円」を「101億6,531万9,000円」に改める。

歳入歳出内容の一部を次のように改める。

まず、歳入については、歳出に伴う予算の組替えですもので、説明は省略させていただきます。

歳出の８款４目・水防費の１２節・委託料、１４節・工事請負費の委託料８００万円を削除いたします。工事請負費の４億５,２３７万３,０００円を削除いたします。それによりまして、消防費の総額が変更となります。本年度が６億６,２３１万２,０００円、一般財源が６億４,１５５万６,０００円となります。

歳入歳出の組替えは、以上のとおりです。

この事業は、債務負担行為で４年で行える事業ですが、これを一時中止し、地区の住民に納得できる排水機場とするために一時休止し、住民に説明し、議会が納得した後、補正予算で、また進めていただきたいと考えております。

以上です。

入江康仁議長

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

１４番 平野隆久議員。

１４番 平野隆久議員

この修正案に対する質疑をさせていただきます。

この修正案が可決されれば、汐ノ津呂排水機場の整備が遅れることになると思われますが、水災害を危惧して少しでも早く整備を求める住民に対して、どのような説明責任を考えられているのか、質疑をさせていただきます。

入江康仁議長

１番 脇昭博議員。

１番 脇昭博議員

この事業は、今年度から３年にわたって整備をしていく事業です。国の予算の都合で、多分一遍にできないので、今年の予算は不要な吐水ます、それと、くいが必要な給水ますをつくる事業、あと、皆さん、壊してほしくない、地区住民も聞いていない消防、旧消防署を解体する工事費、これらが含まれております。これらを全額、多分来年度に繰越しし、来年度、その事業を今年の予算と合わせて整備すれば、３年目の整備には必ず間に合うものと考えております。

入江康仁議長

ほかに質疑される方、ありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で、質疑を終わります。

協議員、席に戻ってください。ご苦労さまです。

次に、瀧本攻議員外 1 名から提出された修正案について説明を求めます。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算に対する修正動議を述べさせていただきます。

紀北町議会議長、入江康仁様。

発議者、紀北町議会議員、瀧本攻。

同、紀北町議会議員、宮地忍。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び紀北町議会会議規則第117条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

入江康仁議長

瀧本議員、117条じゃなくて、17条です。

10番 瀧本攻議員

間違ってた。

入江康仁議長

うん、「117条」と言ったもので、「17条」に訂正願えますか。「117」と言った。これを「117」と言った。

10番 瀧本攻議員

ちょっと訂正させていただきます。

「紀北町会議規則第117条」と読んだそうですけれども、紀北町会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

皆さんの卓上に、その修正案があります。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算に対する修正案。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条の中「106億2,127万6,000円」を「106億226千円」に改めると、だから、この今の106億2,127億6,000円から、この106億226億6,000万円を引くと、ちょうど1,910億10万円に

なります。

ずっと書いてありますけれども、一番後ろのところの議案書では78ページでございます。の款の衛生費の部分で、塵芥処理費で負担金、補助及び交付金、区分18ですね。この中のいわゆる一部事務組合負担金1,901万円を削除するというところでございます。

これは、数日前、尾鷲のいわゆる常任委員会、尾鷲は1つの常任委員会しかございません。4対2で、いわゆるこの塵芥処理費が否定、この組合の予算が否決されました。そういうことを予想しますと、うちが決めて、尾鷲が決めていない。ちょっと変な感じになって、しかし、これは継続して続けていくと思うんですけれども、まず、町長も海山町のRDFのことをするときにはご存じだと思うんですけれども、まず、このごみをする場合は、まず、場所を先に決めなあかん。場所を決めて、皆さんのいわゆる2市3町、特に尾鷲市のところに立地する立地点の了解を得なければならない。その後で環境アセスをやって、そして、ごみをつくるのが、これが常識です。それを逆をやつとんのやから。

だから、私の知っている限りにおいては、そこで業をしとる人、そこにお住まいになっている方は反対です。だけれども、尾鷲市内の人から、大多数、マジョリティーは、あそこへ造ることを賛成しとるんですね。だけれども、そこへ造られる人が反対しとるわけですから、やはりまずもって、執行部にお願いしたいのは、まず、場所を決めるということが先決です。そして、環境アセスをやると。ここで一旦止めて、考えていただきたい。まあ、1か月も考えれば、私はできると思います、集中的にやればね。そういうことで、一旦1,000万円の予算でございますけれども、これを削除していただきたいということでございますので、皆様のご同意のほど、よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

14番 平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

この修正案に対して質疑させていただきます。

この修正案を出すことにより、当町は東紀州環境組合に人件費等の費用を出さないこととなりますが、その後、当町は即組合脱退となると考えてのことなのか。また、しばらく当町の動向を待ってくれると思つての修正案なのか。当町は、現施設で運営ができるかどうか議

論されていない状況で、即脱退となると不透明な部分がありますので、この既存の施設で運営費用が、広域ごみ処理施設よりも安価で運営できるのかということが、まだ私自身は不安に思っております。

また、今の施設が何年後先まで稼働できると考えられているのか。また、既存施設が老朽化した場合、新たなごみ処理施設を建設しなければならなくなりますが、その際の捻出費用をどのように考えられているのか。これら3点についての質疑を求めます。

入江康仁議長

瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

私は、この修正案に脱退ということは一つも申し上げておりません。立ち止まって考えていただきたいと言っております。耐用年数だとか、この止まるとかいう問題は、私はそこまでの知識は持っていません。ただ、既存のいわゆるごみ施設が何年もつか。ごみの量にもよりますけれども、ごみ施設がボリュームが大きくなりますね。だから、脱退ということは考えておりません。だから、一旦立ち止まって考える必要があるんじゃないかということでございますので、先ほど平野議員からご質問のあった件についての耐用年数だとか、そういう件については、私はそういう知識は持ち合わせておりませんので、お答えすることはできませんので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

再度、質問させていただきます。

脱退ということは言ってもらえないんですけれども、僕は、今回、一旦立ち止まって考えるべき点もあるかと思うんですけれども、それが一時立ち止まっていう状況ができるのであれば、よいと思うんですけれども、相手が組合なので、即脱退となった場合には、まだもう少し現施設も大丈夫なのかと、現施設で行けるのか、その議論がなされていないので、そこら辺がまだ、自分の中では確証を持てませんので、即脱退になったら少し困るなというふうに今、考えていますので、提出した議員は、私は言っていないというんですけれども、即脱退になる可能性は考えられているのか、もし、これを予算を出さなかった場合に、そういう即脱退になる可能性はあるのかどうか、どう考えられているのか、再度答弁を求めます。

入江康仁議長

瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

いわゆる立地点の尾鷲市が非常に議会と議員との間に混乱が生じております。そういうことを非常に私自身が憂いております。それで、尾鷲市がそれができれば、私は議員で結局、議会を開いてくれということで予算を組み直すことを私はできると思います。脱退ということは、私は考えておりません。2市3町が足並みをそろえてするのであれば、新たな予算をつくって、やることはやぶさかではないと私は考えております。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

今、瀧本議員が答えられました。脱退は考えてないと。一時ストップといいますか、凍結といいますか、そういう感じやと思いますけれども、瀧本議員にご質問したいんですけれども、私もいろいろな意味で一時ストップして考える。いろいろなことを検証なり精査する必要はあるんじゃないかなと、感じは思っております。ブレーキをかけてですね。もし、そうやって検証して、なおかつやはり5市町村でやったほうがええということになれば、今年度中の補正予算で上げる可能性はあると考えられていますか。いかがでしょうか。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

ちょっとその点については、格好が悪いですが、議員発議でもって補正を上げることは私は、調べてみなければ分からないと思うんですけれども、上げることは私は可能だと思います。そういうふうに思っております。だから、全ていいほうに前向きに考えると。

（「予算案……」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

ちょっと。

10番 瀧本攻議員

それは分かりませんよ。それは執行部に言うて、上げてくださいということで、議長を通じて言うこともできる。その辺については、まだ勉強していませんので、私は分かりません。

入江康仁議長

ほかにございますか。

岡村議員、いいですか。

3 番 岡村哲雄議員

はい。

入江康仁議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入りますが、先ほど議員控室で説明したように、少し複雑になると思いますので、その点、注意をしていただきたいと思います。

瀧本議員、どうぞ席にお戻りください。

それでは、これより討論に入りますが、まず初めに、長が提出した原案について賛成者の討論を行います。次に、原案及び修正案に反対者の討論を行います。次に、再び原案に賛成者の討論を行います。次に、協昭博議員外 1 名からの修正案に賛成者の討論を行います。次に、再び原案に賛成者の討論を行います。次に、瀧本攻議員外 1 名からの修正案に賛成者の討論を行うことになります。

なお、討論を行う者が複数であるときは、今、言った順序の繰り返しになりますので、ご注意ください。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

それでは、討論を行います。

まず、原案に賛成者の討論を許します。

9 番 太田哲生議員。

9 番 太田哲生議員

9 番 太田哲生。議長の許可をいただきましたので、議案第18号 令和 5 年度紀北町一般会計予算について賛成討論をいたします。

この令和 5 年度紀北町一般会計予算、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ106億2,127

万6,000円でありまして、住民ニーズに対応した積極的な予算であることを確信しております。この令和5年度の予算のうち、第8款・消防費、第1項・消防費、第4目・水防費、相賀地区の汐ノ津呂排水機場整備事業、この1点に絞って賛成の意見を申し述べます。

この汐ノ津呂排水機場整備事業費は4億5,595万7,000円であります。この事業の歳入のほとんどの財源である緊急自然災害防止対策事業債は、元利償還金の70%が国から交付される地方交付税で措置されます。要するに、事業費の70%を国でみてくれるということであります。紀北町にとりまして、非常に有利な事業でございます。

現在の汐ノ津呂排水機は、昭和44年に設置された施設であります。この排水機の建設に当たりまして、当時、相賀区は多額の寄附をしたと聞いております。このことは、相賀地区住民の浸水に対する大きな思いが感じられます。また、この排水機的能力は1秒間に2.13m³であります。しかし、この排水機能力で相賀地区浸水対策基本計画の中で検討された必要排水量に満たない状態であります。

そこで、相賀地区の浸水を緩和し、治水の安全度の向上を図るため、現在の排水施設を引き続き運用しながらも、新しい排水ポンプの増設が必要であります。このことは相賀地区住民の切実な願いでもあります。相賀地区におきましては、大量の雨が降りますと、銚子川、船津川の堤防を越えるほどでなくても、現在の排水機では降った雨を排水することができなくなり、道路側溝、排水路、源八川などがあふれ、道路、相賀小学校グラウンド、そして、平たん地の低いところに大量の水が流れ込み、床上浸水などの被害が発生します。

相賀地区の浸水対策は、住民の生活の安全・安心に必要なものでありまして、相賀地区住民にとりまして、昔からの悲願であります。浸水被害を防ぐため、少しでも早く排水機が完成されることを望んでおります。

以上、1点に絞り、汐ノ津呂排水機場整備事業の賛成の理由を述べさせていただきました。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

入江康仁議長

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

奥村仁議員

7番 奥村仁議員

7 番 奥村仁です。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算、原案に賛成の立場で討論いたします。

令和5年度の一般会計予算は106億2,127万6,000円であり、令和4年度より7億1,762万1,000円増加しております。投資的費用のうち、単独事業で約3億5,000万円、その他の経費の物件費で約2億3,800万円の増加がみられています。

企画課では、高度情報化推進事業として約1億2,000万円の予算のうち、デジタル田園化都市国家構想交付金事業に4,950万円、地域おこし協力隊受け入れ事業として4人の協力隊員を予定されています。また、住宅リフォーム支援事業として、これまでの10万円を50件に、これまで議員から何度も提案があった予算の増額である経済対策分として、さらに50件を追加し、100件、1,000万円の補助を予定しております。

（「10万円を50件」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

金額の訂正。分かりました。

7 番 奥村仁議員

僕、何……

入江康仁議長

10万円って言った。

7 番 奥村仁議員

10万円を50件って言いました。

入江康仁議長

うん。10万円、50……

7 番 奥村仁議員

さらに50件を追加してって言ったのか、さらに10件を追加してね、はい。すみません。追加分の「さらに10件」を「50件」と言っていました。訂正します。

入江康仁議長

いや、違う。50件。

7 番 奥村仁議員

50件ですね。1,000万円、そうですね。

（「50件で、50件」と呼ぶ者あり）

7 番 奥村仁議員

50件に50件追加して100件で1,000万円ですね。

入江康仁議長

いいですか。

7番 奥村仁議員

はい、50件を追加して100件で1,000万円の補助を予定しております。

住民課では、地区集会所管理事業にて修繕料や維持管理費用、また、国民健康保険事業特別会計繰出金として1億6,558万2,000円は、保険料軽減分や出産育児一時金など、また、心身障害者医療費助成事業や後期高齢者医療特別会計繰出金など、重要な予算が含まれています。

福祉保健課では、社会福祉協議会助成事業7,247万9,000円や紀北広域連合運営事業4億6,214万9,000円をはじめ、生活困窮者・障害者支援事業、人工透析治療を受ける方への交通費補助、子育て支援など、放課後クラブ対策事業などの予算が含まれております。

環境管理課では、一部事務組合負担金や塵芥処理費としてリサイクルセンター管理運営費3億9,675万2,000円、ごみ収集やリサイクル促進事業、また、東紀州環境施設組合負担金として1,901万円、し尿処理費として9,339万円など、生活に密着した予算が含まれております。

農林水産課では、有害鳥獣駆除事業、林業振興費7,957万8,000円、水産振興費では、銚子川湯口堰堤修繕工事や海岸保全施設整備事業では、矢口浦漁港海岸事業が最終段階になってきております。

商工観光課では、地域おこし協力隊受け入れ事業、森林公園オートキャンプ場管理運営事業などのほか、観光事業に関わる施設運営や事業補助金などが含まれております。

建設課では、町道、橋梁、河川、砂防ほか、維持、整備、改良に係る経費、町営住宅の修繕のほか、木造住宅耐震補強やリフォーム補助金などが含まれており、危機管理課では、消防団活動事業や設備整備事業、紀北消防組合負担金5億4,615万9,000円、水防費では、汐ノ津呂排水機場整備事業4億5,595万7,000円など、大きな事業が計画されております。

学校教育課では、潮南中学校給食用エレベーター改修事業、地元食材活用支援事業、価格高騰学校給食支援事業などが含まれております。

生涯学習課では、東長島公民館移動観覧席修繕事業や熊野古道関係の事業、健康増進施設管理事業6,871万7,000円などがあります。

水道課では、企業債償還に係る繰出金4,534万2,000円があります。

各課とも新規事業や継続事業などがあり、住民にとって停滞させてはならない事業がたく

さんあることから、スムーズな予算措置をしていきたいところであります。ただ、大きな予算が含まれており、慎重に事業を進める必要があります。

環境管理課の予算では、東紀州5市町による広域ごみ処理施設の建設に向け、環境施設組合を設立し、負担金として5年度も1,901万円を計上しておられますが、私は令和4年12月議会での一般質問でも言ったように、建設予定地や、そのための移設施設の在り方について尾鷲市民の賛成が得られてない状況下で事業展開はすべきではないし、場合によっては負担金について否決や予算の修正も考えていたところであります。

ただ、組合議会では、反対されている市民の方々から意見を聴取する場を持つことが確認されており、解決に向かう可能性もあることから、この予算に関して賛成の立場を示すことといたしました。

ただ、私が予算の修正や否決もあり得ると発言していることから、あろうことに調整役であるはずの組合議会議長でもある尾鷲市議会の議長から、脱会決議も考えたらどうですかというような耳を疑うような発言も聞かされました。冗談とは受け取ることができず、今後、大きな事業を進めていく市町の信頼関係を失墜させられ、残念に感じました。

そのようなこともあり、今後の組合議会の成り行きによっては、予算凍結ではなく脱会決議を考えることにいたしたいと思っております。

また、危機管理課の汐ノ津呂排水機場整備事業では、令和4年度も施設整備に関し、予算化され、倉庫の移転整備や排水機場設計業務など、既に進んでいること。また、この整備予算について長年国の制度の変更を要望し、認められたこと。相賀住民を水害による浸水から守るという観点から、事業に係る予算に関し、賛成するものでありますが、多くの議員による予算の膨大化や施設整備の内容への指摘や設計変更などの意見はしっかりと受け止め、いま一度精査すべきだと考えております。

最後に、生涯学習課の健康増進施設管理事業に関しては、通常の運営では町側に赤字が発生することの指摘があります。この赤字について、施設整備を検討する前に管外視察などを行った自治体では、様々な事業との関わりの中で町民の健康を促進することで町の負担額の軽減を計算に入れ、この赤字額に対する関連性を数値にて穴埋めするデータを持っておられました。

5年度予算では、国民健康保険の県給付金が約4億円減少しております。これは、紀北町の医療費がある程度下がっていることを示しており、紀北町の健康増進施策が数字に表れていることを示していることも考えてよいのではないかと考えております。

ただ、これには様々な要因が関連していると思うことから、この医療費の減少の要因についてしっかりと検証し、健康施策との関連を数値にして表す必要があると思います。

この一般会計には、心から賛成はできないものの、予算執行には慎重かつ議会の提案、要望をしっかりと取り入れ、確認しながら行っていただくことを信じて、賛成することといたします。

以上です。

入江康仁議長

次に、協昭博議員外1名から修正案に賛成者の発言を許します。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

分りにくいな。頭、混乱してくるで。まあ要は、この100億円からの予算に反対するものじゃないんですね。これはこの修正動議を出されておられる議員もそうですし、私もそうです。それでなおかつ、その中の汐ノ津呂のこの工事に対しても反対しているわけじゃないんですよ。もう既に、もう昨年ですか、一昨年ですか、10億円の予算が可決されておるじゃないですか。ただ、今回出てきた追加予算、3億円でしたでしょうか、それが妥当なのかどうかという審議していく過程の中で、ちょっと疑問に思われる。

その疑問に思われる点は何かと申しますと、平成30年度に三重県技術センターに町がこの汐ノ津呂の設計を依頼しとるんですよ。幾らかかったか、ちょっとそれは定かではありませんが、かなりの資料です。今、令和5年ですか。5年前にね、町長、これと平成30年ということは、町長がこれは三重県技術センターに依頼をかけた。信頼のおける業者であります。この資料を見させていただきますと、今回追加で出てきた3億円の予算の中にありますところの、協議員さんも指摘されておるところが、大きく僕も脇さんと同じく、ちょっと賛成できないな、この2点、何かというと、平成30年度に三重県建設技術センターが設計された、この資料の中には、20mも30mもの支持ぐいを打たなければ、この支持はもたない、書いてないんです。いいですか。

もう一点は、この施設を造るに当たって、どうしても元の消防署を崩さなければならない。それも書かれてないんです。であるのに、なぜこの業者に頼まずに、新たな業者に頼んだ。それは分かりませんよ。また、その業者さんも当初出してきた10億円の予算、その中にこの2点も含まれていません。であるのに、なぜ今回追加で同じ業者が3億円も追加で必要なんですとおっしゃるんでしょうか。

今回の業者さんは、経験不足で技術センターのような能力がないから10億円ですよ。10億円の予算書をつくるのに右往左往するような提案をされる。これは出された議会としても大変です。どちらを信用していいのか分からない。三重県技術センターを信頼すべきなのか、10億円という予算を提案しておきながら3億円足りなかったんです。もう言うたですよ。3分の1足りなかったんですという業者を信用すべきなのか。業者そのものに不信感を抱かざるを得ないところであります。

ですから、私は相賀の皆さんが希望しておられる、この施設、決して反対するもんじゃないんです、町長。前者議員もこうなんです。反対していません。ただ、この技術センターじゃなくて次の業者さん、10億円という予算を計上しながら、またまた3億円追加してほしい。技術センターも、今回の追加予算を出して、業者も当初にはなかった20mも30mも、くいを打つ予算を出してきて、当初にはなかった消防小屋も解体出してきて、これは、疑わざるを得んやないですか、この業者さんの能力をですよ。

そして、僕は全協で申しました。どのようなポンプなんですか。メーカーはどこなんですか。カタログはないんですと。例えばね、車買うのに、トヨタか日産か分からん。カタログもない。そんな車買いますか、皆さん。私は、この予算を決して不必要とするものではございません。ただ、脇さんのおっしゃるように、いま一度立ち止まって、この3億円について精査していただきたいと、このように思うわけです。

賛成しておきながら反対、非常に難しい修正動議であります。手直しを加えていただけませんか、町民に代わってお願い申しておるわけであります。その点を、この100億円の予算に反対するものでもなし、汐ノ津呂の工事に反対するのじゃない。この修正動議を出された議員さんともども、そういう思いであるということをよく理解していただきたい。この思いを申して、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

入江康仁議長

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

11番 近澤チヅル議員。

原案に賛成だよ。

11番 近澤チヅル議員

原案。

入江康仁議長

うん。

11番 近澤チヅル議員

修正案、ごめんなさい。

入江康仁議長

ほかに原案に賛成の方はいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、瀧本攻議員外1名からの修正案に賛成者の発言を許します。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

修正案。

入江康仁議長

うん。

11番 近澤チヅル議員

先ほどはどうも失礼いたしました。

瀧本議員の修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

広域ごみ処理施設への予算でございますが、私は、常任委員会でも言いましたように、何よりも地元の隣に住んでいる事業者の方の賛同を得ずに、話合いもせずに、このような大規模なごみ処理施設を造ることに何よりも理解ができません。住民の皆さんにとって、ごみ問題は毎日出すごみでございますし、私は自分の町のごみは自分の自治体で処理するという原則を重んじる立場なものでございます。

されどごみ、たかがごみでございますが、町民の皆さんと共にまちづくりができる事業の1つだと、何よりも思っております。住民の皆さんの、住民の方の理解を得ずに進めることを認めることができず、今回の修正案に賛成いたします。

入江康仁議長

次に、脇昭博議員外1名の修正案に賛成の方の発言を許します。

11番 近澤チヅル議員。

あっ、近澤議員は。

（「今したもんで」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

今したもの、2回目。

(「1個ずつ」「これは1個しかできない、当然できるでしょう、違うんだから」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

ちょっとじゃ、確認のためにちょっと休憩します。このままの状態です。

(午後 3時 09分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 10分)

入江康仁議長

次に、脇昭博議員外1名からの修正案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、瀧本攻議員外1名からの修正案に賛成者の発言を許します。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

3番 岡村です。

私、ごみ施設組合の議員をしております。議員の立場で、賛成討論でちょっと非常に心苦しいんです。いろいろ考えまして、苦渋の選択で一応賛成討論させていただきます。

私、今は、最初この問題が出たときに、組合決議するときに反対しました。それは、尾鷲市内に反対者もおる中で、今すぐ行くのは、賛成するのは組合議会を結成するのは時期尚早だよということで反対しました。ところが、8対7だったかな、1票差で組合会議が議決されました。一旦賛成した以上は、組合議決ですので、その方向でやっていくべきだということで、今まで組合員として活動してきました。

先ほどの前者議員も今、言われましたけれども、反対事業者があそこにおります。そういった方の説得といいますか、私はボタンのかけ違いと思っていますけれども、そこをうまくやっていってほしいと願いながら、今まで議会やってきました。私は、どちらかといいます

と、走りながら、これを進めながら、それも一緒にやっ払いこうということを考えておりました。組合議会の中には、一旦ストップして、そういったことをきちんと解決してからやるべきやという方もおりました。ただ、私ずっと見まして、走りながら考えておるんですけれども、どうもちが明きません。

それで、先日の組合議会では、こういうことも議会で決めました。実は執行部の方と、この管理者組合ですね、執行部と、それから、反対事業者と、両方の聞き取りもしてみたいと、議会の場でやりたいと、こういうこともあります。それなりに進んでおります。だけれども、このまま行きますと、何やら性急にどんどん事業計画も進んでいくような感じがする。いろいろな意見言っても、すぐに止まりません。

そういうことで、先ほど瀧本議員が言われました。これは脱退じゃなくて一時凍結して、しばらく精査する時間を置くということですんで、私はそういう立場だったら、一時ストップしてもええなと思っています。一時ストップしたら、そういったことをきちんと考えていかなければなりません。私、精査の中では、その反対事業者のこともあるんですけれども、ちょっと気にかかることが2点あります。

1点は、減量化の問題です。今、事業計画で施設の規模が64 tと決まっております。ただ、この減量化が将来20年後、果たして64 tで、32 tの1基になるかもわかりません。減量化がもっと進んで、もっとやって、進んでやれば、もっと規模も縮小できる可能性もあると思っています。

それと、もう一点気にかかっていますのは、以前に町が単独でやった場合と5市町村でやった場合と比較の資料が出ました。10億円ぐらいの差が出たと思っています。ただ、あれもさっと流してしましまして、ほんまに精査してないんです。そういったところ、もう一度ゆっくり考えて、それでそういった比較検討をじっくりやって、もちろんこの中止というんだから、一時凍結中に執行部と事業者と納得行くような話合いもされて、そういったことを考えて、その結果によって、もし、町の単独のほうが紀北町民にとってよければ、私はそれでもええと思います。それをもう少し精査する時間あってもええんじゃないかなと、こう思います。

私は、もちろん尾鷲市の反対事業者のことも大事なんですけれども、どっちかといったら紀北町民にとって、いかに有利かと、これのほうが大事なんです。紀北町民にとって安価に、なおかつ優れた施設ができれば、安価にですよ。で、住民も納得するような施設ができるんならば、そういっためどがあるならば、それはよいと思います。ただ、今のところ、私は5

市町村のほうが紀北町民にとってはプラス面が大きなという感じがしております。

だから、この今、脱退するのは反対なんですけれども、一時ストップして考える時間、強制的につくるといいですかね、強制的につくらなかったら、どんどん機関車が進むように進んで行くような感じがするんです。その64tもこのまま行くと思います。いくら意見を言っても進む。一旦ストップすると、また考えると思います。ということで、どちらかといいますと、紀北町はまだごみ施設、まだ何年か使えると思います。まだゆとりがあると思いますので、一時ストップして考えたらどうかと。提案議員とちょっと違うか分かりませんが、できるだけ復帰の方向で、前向きに一時ストップしたいという考えでおります。

ちょっと中途半端な考えだと思いますけれども、私はそういう気持ちでおります。そういうことで、何とか今の懸案を払拭して、新たにごみ組合で、5市町村、もしよければ、その方向で進んでいければと、そういう余地がある提案だと私は感じました。ということでございます。

以上、よろしくどうぞお願いします。

入江康仁議長

次に、瀧本攻議員外1名からの修正案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決に入ります。

採決の順序については、まず修正案について諮り、修正案が否決された場合は、次に、原案についての採決が行われます。

修正案が可決された場合は、次に、修正議決をした部分を除く原案について採決が行われます。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

まず、本案に対する脇昭博議員外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

（少数起立）

入江康仁議長

起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、本案に対する瀧本攻議員外 1 名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

したがって、瀧本攻議員外 1 名から提出された修正案が可決されました。

次に、ただいま修正議決をした瀧本攻議員外 1 名から提出された修正部分を除く原案について採決いたします。

お諮りします。

瀧本攻議員外 1 名から提出された修正部分を除く部分を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(多 数 起 立)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、瀧本攻議員外 1 名から提出された修正部分を除く部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20

入江康仁議長

次に、日程第20 議案第19号 令和5年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第21

入江康仁議長

次に、日程第21 議案第20号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第20号 令和5年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を反対の立場で討論します。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方のみで構成されております医療保険でございます。年を重ねれば医療にかかる機会が増えるのは当然であり、このような後期高齢者専用の健康保険制度は世界に例の見ないものであります。

発足当時、皆さんの反対が多いことから、保険料9割軽減、8.5割軽減からスタートいたしました。もう既にその制度はなくなり、法定減免の部分だけが高齢者の皆さんの減免に

関する予算保険料となっております。紀北町では約84%の方が法定減免を受けております。このように、大変この地域は高齢者の方が多く、また、生活の大変な方が多い地域でございます。そのような方に三重県一律の保険料を課し、徴収することを私は認めることができません。

以上、高齢者の方の健康を心から願い、この紀北町後期高齢者医療特別会計予算に反対いたします。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

原案に反対討論される方はありますか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 多 数 起 立 ）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第22

入江康仁議長

次に、日程第22 議案第21号 令和5年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（全 員 起 立）

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第23

入江康仁議長

次に、日程第23 議案第22号 令和5年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、追加議案の提出がありましたので、追加議事日程等の配付のため、この場で暫時休憩いたします。

(午後 3時 28分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時 30分)

入江康仁議長

本日、議会運営委員会から発議案が提出されましたので、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1

入江康仁議長

追加日程第1 発議第1号 紀北町議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

それでは、提案者から提案説明を求めます。

奥村仁議会運営委員長。

奥村仁議会運営委員長

それでは、発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号。

令和5年3月20日、紀北町議会議長、入江康仁様。

提案者、議会運営委員会委員長、奥村仁。

紀北町議会の個人情報の保護に関する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由。

個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的として、本条例を制定するためであります。

それでは、紀北町議会の個人情報の保護に関する条例について説明させていただきます。

2ページをお願いします。

まず、目次であります。本条例は6章と附則から構成されております。

次に、第1章は、総則について定めるもので、条例の目的、定義及び議会の責務について規定しております。

4ページをお願いいたします。

第2章は、個人情報等の取扱いについて定めるもので、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、利用及び提供の制限、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名、加工情報の取扱いに係る義務などについて規定しております。

8ページをお願いいたします。

第3章は、個人情報ファイルについて定めるものであります。

9ページをお願いいたします。

第4章は、開示、訂正及び利用停止について定めるものであります。

第1節は、開示について定めるもので、開示請求権、開示請求の手続、保有個人情報の開示義務、開示決定等の制限、開示の実施、開示請求の手数料などについて規定しております。

14ページをお願いいたします。

第2節は、訂正について定めるもので、訂正請求権、訂正請求の手続、保有個人情報の訂正義務、訂正決定等の期限などについて規定しております。

15ページをお願いします。

第3節は、利用停止について定めるもので、利用停止請求権、利用停止請求の手続、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限などについて規定しております。

17ページをお願いします。

第4節は、審査請求について定めるもので、審理員による審理手続に関する規定の適用除外、審査会への諮問などについて規定しております。

18ページをお願いします。

第5章は、雑則について定めるもので、適用除外、個人情報の取扱いに関する苦情処理、施行の状況の公表、委任などについて規定しております。

第6章は、罰則について規定するものであります。

最後に、19ページをお願いします。

附則でございますが、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めるものであります。

説明は以上であります。

入江康仁議長

以上で提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

議会の冒頭に執行部のほうから個人情報保護条例が出されました。これは、議員で同時に出す条例で、前、出したのとリンクしとるんじゃないんですか。これをこの議会で作る必要が

あるんですか。その辺不思議に思いますね。

入江康仁議長

奥村仁議運委員長。

奥村仁議会運営委員長

瀧本議員の質疑に対しての答弁させていただきます。

この条例に関しては、執行部のほうは全てかかっていたものに関しての、行政側に対して係るものが行政側で規定されたことによって、議会のほうが除外されてしまいます。その除外された部分を執行部側と同じように条例を設定することが必要になったために、議会側で同じようなことなんですけれども、議会側も同じように個人情報の保護という条例を設定することが必要になったためでありますので、リンクというか、同じようなものなんですけれども、別で規定するということであります。

入江康仁議長

ほかに質疑される方。

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

これは、いわゆる日本の自治の連合会からこういう指令があって、結局、県経由して、こちらの各市町村に流れてきたというふうに理解してよろしいですか。

入江康仁議長

奥村議会運営委員長。

奥村仁議会運営委員長

はい、そのとおりでございます。よろしくお願いします。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

入江康仁議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 発議第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（多数起立）

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

3月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月2日に開会されました本定例会では、令和5年度当初予算はじめ、各議案について、本日まで終始熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。ご可決をいただけなかった部分につきましては、さらに検討を重ねてまいりたいと思っております。

さて、春の気配が感じられる季節となり、これからお花見などの外出や会食の機会が増えると思われます。3月13日からマスクの着用が見直されたところでございますが、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症には十分気をつけていただきたいと思います。

新型コロナウイルスにつきましては、5月8日より感染症の分類が2類から5類に位置づけられることとなりますが、引き続き、町民の皆様の命と生活を守るための施策を効果的に

実施してまいります。

また、マイナンバーカードの利用拡大やデジタル社会の推進などの国の重要な施策に対応しながら、現場を重視し、常に思いやりの心を持ち、町政を経営してまいりたいと考えているところでございます。

町が目標する将来像「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、職員と共に、一丸となって諸事努力を重ねてまいります。

本定例会で議員の皆様からいただきましたご指摘やご提案を考慮しながら、様々な行政課題を着実に解決してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

入江康仁議長

以上で本定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月2日に議会を開会し、長期にわたる定例会も本日閉会を迎えるわけですが、この間、議員、執行部の皆様には、一般会計予算、特別会計予算、条例制定等々を慎重審議いただき、厚くお礼を申し上げますところでございます。

今年度末をもって退職される職員の皆様方におかれましては、長きにわたり、本町発展のためにご尽力を賜りましたことに対し、議会を代表して深く感謝の意を表するとともに、心からお礼を申し上げます。

今後においても、健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、それぞれの立場でのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年度で退職される中村出納室長、森岡海山総合支所長、本当にご苦労さまでございました。

これにて、令和5年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時 43分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5 年 6 月 14 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 樋口泰生